

## **第3章 合併協議会における協議**

### 第3章 合併協議会における協議

法定協議会設置に係る各町村議会の議決を受け、平成15年6月24日に常北町・桂村・七会村合併協議会が設置され、平成15年7月9日の第1回協議会の開催以降、11回の協議を経て、42協定項目の協議が整い、平成16年5月18日に合併協定調印式が執り行われた。

#### 1 合併協議会の開催

##### (1) 第1回合併協議会(平成15年7月9日)

<委嘱状交付>

<報告事項>

- 1 常北町・桂村・七会村合併協議会規約について
- 2 常北町・桂村・七会村合併協議会幹事会規程について
- 3 常北町・桂村・七会村合併協議会事務局規程について
- 4 常北町・桂村・七会村合併協議会財務規程について

<協議事項>

- 1 常北町・桂村・七会村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)について
- 2 常北町・桂村・七会村合併協議会会議運営規程(案)について
- 3 常北町・桂村・七会村合併協議会会議傍聴規程(案)について
- 4 常北町・桂村・七会村合併協議会小委員会規程(案)について
- 5 平成15年度常北町・桂村・七会村合併協議会事業計画(案)について
- 6 平成15年度常北町・桂村・七会村合併協議会予算(案)について
- 7 常北町・桂村・七会村合併協議会監査委員の選任について
- 8 合併協定項目(案)について
- 9 合併協議会の今後のスケジュール(案)について
- 10 新しいまちづくりに関する住民アンケート調査(案)について

##### (2) 合併協議会委員研修(平成15年7月25日)

講師：常磐大学コミュニティ振興学部教授 井上 繁氏

題目：「町村合併とまちづくり」

##### (3) 第2回合併協議会(平成15年7月25日)

<協議事項>

行政制度の調整方針(案)について

<提案事項>

- 1 合併の方式について
- 2 合併の期日について
- 3 新町の名称について
- 4 新町の事務所の位置について

( 4 ) 第 3 回合併協議会 ( 平成 15 年 8 月 22 日 )

< 報告事項 >

新しいまちづくりに関する住民アンケート調査 ( 速報 ) について

< 協議事項 >

- 1 合併の方式について 「新設合併」に決定
- 2 合併の期日について 「平成 17 年 3 月末までの合併」に決定
- 3 新町の名称について 「公募 + 小委員会方式で決定すること」に決定
- 4 新町の事務所の位置について 「常北町役場の位置で、本庁方式」に決定
- 5 新町建設計画策定方針 ( 案 ) について

< 提案事項 >

- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- 3 地域審議会の取扱いについて
- 4 特別職の身分の取扱いについて

( 5 ) 第 4 回合併協議会 ( 平成 15 年 9 月 25 日 )

< 確認事項 >

第 3 回合併協議会決定事項の確認について

< 報告事項 >

新しいまちづくりに関する住民アンケート調査について

< 協議事項 >

- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- 3 地域審議会の取扱いについて
- 4 特別職の身分の取扱いについて
- 5 新町名称の決定方法等について

< 提案事項 >

- 1 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 2 町名・字名の取扱いについて
- 3 慣行の取扱いについて

< その他 >

新町将来構想住民説明会実施概要 ( 案 ) について

( 6 ) 第 5 回合併協議会 ( 平成 15 年 10 月 22 日 )

< 確認事項 >

第 4 回合併協議会決定事項の確認について

< 協議事項 >

- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて ( 継続 )  
「在任特例を適用し、在任期間 2 年以内」に決定

- 2 地域審議会の取扱いについて（継続） 「設置しない」ことに決定
- 3 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 4 町名・字名の取扱いについて
- 5 慣行の取扱いについて
- 6 協定項目の追加について（交通・安全関係事業）
- 7 新町建設計画基本方針（案）について

< 報告事項 >

新町将来構想住民説明会実施概要について

< 提案事項 >

- 1 行政連絡機構について
- 2 窓口業務について
- 3 保健衛生事業について
- 4 保育事業について
- 5 建設関係事業について

（ 7 ） 第 6 回合併協議会（平成 15 年 11 月 11 日）

< 確認事項 >

第 5 回合併協議会決定事項の確認について

< 協議事項 >

- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（継続） 「在任期間 2 年」に決定
- 2 行政連絡機構について
- 3 窓口業務について
- 4 保健衛生事業について
- 5 保育事業について
- 6 建設関係事業について

< 提案事項 >

- 1 地方税の取扱いについて
- 2 上水道事業について
- 3 下水道事業について
- 4 学校教育関係事業について
- 5 学校給食について
- 6 新町建設計画（後編）について

< その他 >

新町名称候補選定小委員会の開催について

（ 8 ） 第 1 回新町名称候補選定小委員会（平成 15 年 11 月 17 日）

< 協議 >

- 1 委員長及び副委員長の選任について
- 2 応募状況（報告）及び有効票・無効票について
- 3 新町名称候補（ 5 作品）の選定手順について
- 4 記念品（案）について

( 9 ) 第 7 回合併協議会 ( 平成 15 年 11 月 26 日 )

< 確認事項 >

第 6 回合併協議会決定事項の確認について

< 協議事項 >

- 1 地方税の取扱いについて
- 2 上水道事業について
- 3 下水道事業について
- 4 学校教育関係事業について
- 5 学校給食について

< 提案事項 >

- 1 条例, 規則の取扱いについて
- 2 財産の取扱いについて
- 3 消防防災関係事業の取扱いについて
- 4 農林水産関係事業について
- 5 商工・観光関係事業について
- 6 生涯学習関係事業について
- 7 交通・安全関係事業について

< 報告事項 >

新町将来構想住民説明会の結果について

( 1 0 ) 第 2 回新町名称候補選定小委員会 ( 平成 15 年 12 月 1 日 )

< 協議 >

- 1 新町名称候補 5 作品の選定について
- 2 第 8 回合併協議会への新町名称公募結果報告書 ( 案 ) について

( 1 1 ) 第 8 回合併協議会 ( 平成 16 年 2 月 10 日 )

< 委嘱状交付 >

< 確認事項 >

第 7 回合併協議会決定事項の確認について

< 協議事項 >

- 1 条例, 規則の取扱いについて
- 2 財産の取扱いについて
- 3 消防防災関係事業の取扱いについて
- 4 農林水産関係事業について
- 5 商工・観光関係事業について
- 6 生涯学習関係事業について
- 7 交通・安全関係事業について
- 8 合併の期日について ( 継続 )
- 9 新町の名称について ( 継続 )

新町名称公募状況報告について

新町名称候補選定報告について

新町名称の決定方法について

10 新町建設計画（後編）について

< 提案事項 >

- 1 一部事務組合等の取扱いについて
- 2 公共的団体等の取扱いについて
- 3 国民健康保険事業の取扱いについて
- 4 介護保険事業の取扱いについて
- 5 納税関係事業の取扱いについて
- 6 国保診療所について

( 1 2 ) 第 9 回合併協議会（平成 16 年 2 月 27 日）

< 確認事項 >

第 8 回合併協議会決定事項の確認について

< 協議事項 >

- 1 一部事務組合等の取扱いについて
- 2 公共的団体等の取扱いについて
- 3 国民健康保険事業の取扱いについて
- 4 介護保険事業の取扱いについて
- 5 納税関係事業の取扱いについて
- 6 国保診療所について
- 7 合併の期日について（継続） 「平成 17 年 2 月 1 日」に決定
- 8 新町の名称について（継続） 「城里町（しろさとまち）」に決定

< 提案事項 >

- 1 事務組織及び機構の取扱いについて
- 2 使用料，手数料等の取扱いについて
- 3 補助金，交付金等の取扱いについて
- 4 電算システム事業について
- 5 障害者福祉事業について
- 6 児童福祉事業について
- 7 高齢者福祉事業について

< その他 >

- 1 常北町・桂村・七会村合併に関する住民説明会実施概要（案）について
- 2 新町名称記念品等贈呈者の抽選・決定について

( 1 3 ) 第 10 回合併協議会 ( 平成 16 年 3 月 26 日 )

< 確認事項 >

第 9 回合併協議会決定事項の確認について

< 協議事項 >

- 1 事務組織及び機構の取扱いについて
- 2 使用料, 手数料等の取扱いについて
- 3 補助金, 交付金等の取扱いについて
- 4 電算システム事業について
- 5 障害者福祉事業について
- 6 児童福祉事業について
- 7 高齢者福祉事業について
- 8 新町建設計画について ( 継続 )  
新町建設計画 ( 案 )  
新町建設計画の名称 ( 案 )
- 9 平成 16 年度常北町・桂村・七会村合併協議会事業計画 ( 案 ) について
- 10 平成 16 年度常北町・桂村・七会村合併協議会予算 ( 案 ) について

< 報告事項 >

平成 15 年度常北町・桂村・七会村合併協議会予算流用報告について

< その他 >

合併協議会の今後のスケジュールについて

( 1 4 ) 第 11 回合併協議会 ( 平成 16 年 4 月 28 日 )

< 確認事項 >

第 10 回合併協議会決定事項の確認について

< 報告事項 >

合併に関する住民説明会実施結果について

< 協議事項 >

- 1 新町建設計画について ( 継続 )
- 2 合併協定書 ( 案 ) について

< その他 >

- 1 合併協定調印式の概要について
- 2 新町が属する郡の取扱いについて
- 3 事務事業現況調書調整方針一覧について

( 1 5 ) 第 12 回合併協議会 ( 平成 16 年 5 月 18 日 )

< 報告事項 >

平成 15 年度常北町・桂村・七会村合併協議会事業報告について

< 認定事項 >

平成 15 年度常北町・桂村・七会村合併協議会歳入歳出決算について

## 2 新町名称の決定

### (1) 新町名称決定に係る各種規程等

第3回合併協議会において、新町の名称は「公募方式とし、名称候補の選定は小委員会に付託し、合併協議会で決定する」との決定がなされたのを受け、第4回合併協議会において、新町名称募集要項や新町名称決定方法等の新町名称決定に係る各種規程が決定した。

#### 新町名称候補選定小委員会規程

##### (趣旨)

第1条 この規程は、新町名称候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置するため、常北町・桂村・七会村合併協議会（以下「協議会」という。）小委員会規程第10条の規程に基づき、必要な事項を定める。

##### (所掌事項)

第2条 小委員会は、次に掲げる事項について、調査審議を行う。

- (1) 新町名称の候補の選定に関する事。
- (2) その他新町名称の候補の選定に関し必要な事項。

##### (委員)

第3条 小委員会は、協議会委員の中から各町村ごとに3名を選出し、計9名の委員をもって組織する。  
2 各町村ごとの委員の選出は、協議会規約第7条第1項第2号委員（議会の議長及び副議長）及び第3号委員（議会推薦議員）の中から1名、協議会規約第7条第1項第4号委員（学識経験者）の中から2名とする。

##### (任期)

第4条 委員の任期は、協議会において新町名が決定したときをもって終了する。

##### (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は協議会の会長が別に定める。

##### 附 則

この規程は、平成15年9月25日から施行する。

#### < 新町名称候補選定小委員会委員名簿 >

町村名	議会委員	学識委員	
常北町	園部 静	所 周造	一木 邦彦
桂 村	会沢 弘次	平山 力	鈴木 裕司
七 会 村	福田 定夫	青木新三郎	阿久津理子



## 新町名称募集要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、常北町、桂村、七会村(以下「1町2村」という。)が合併した場合に新しく誕生する「町(まち)」の名称の決定方法を定め、もって3町村の合併に関する住民の関心を喚起し、住民が新しいまちづくりに参加する機会を設けることを目的として制定する。

### (応募資格)

第2条 応募資格は1町2村内に住所を有する者、又は勤務地を有する者とする。

### (応募条件)

第3条 募集の条件、方法、期間等については、次の条件を付するものとする。

- (1) 新町の名称については、「常北町」、「桂村」及び「七会村」(ひらがな、カタカナによるものも含む)を含め県内の既存市町村の名称を使用したものは無効とする。
- (2) 新町の名称には、漢字、ひらがな、カタカナのみを使用するものとし、その組み合わせは自由とする。なお、漢字の場合は「ふりがな」を振るものとする。
- (3) 応募は、一人何点でも応募できるが、同じ名称の応募は一人1点限りとする。
- (4) 応募は、「応募はがき」(応募チラシに刷り込みのもの)、「官製はがき」、「ファックス」、「電子メール」、「合併協議会ホームページ」のいずれかの方法により、次の必要事項を記入して行うものとする。なお、応募資格、応募点数を審査する事項の記入がない場合は無効とする。

新町の名称(漢字の場合には必ずふりがなを振ること)

名称の意味又は理由

住所

勤務先(1町2村に勤務地を有する者について勤務先の名称、住所を記入すること)

氏名(ふりがな)

年齢

性別

電話番号

- (5) 公募期間は、平成15年10月1日から平成15年10月31日(はがきの場合当日消印有効)までとする。

### (募集の周知)

第4条 新町の名称募集の周知は、応募チラシの1町2村の全世帯への配布や、1町2村の公共施設等への設置、常北町・桂村・七会村合併協議会(以下、「協議会」という。)の広報紙、ホームページ及び1町2村の広報紙等により行う。

### (決定方法)

第5条 新町の名称は、協議会で選定基準を定め、新町名称候補選定小委員会(以下、「小委員会」という。)において、応募された名称の中からその基準に基づき候補町名を選定し、協議会の会議に諮り決定するものとする。なお、応募された名称は、必要に応じて作品の趣旨を著しく損なわない範囲内で修正できるものとする。

(権利の帰属)

第6条 応募された作品に関する一切の権利は、協議会に帰属するものとする。

(応募結果及び決定結果の公表)

第7条 応募結果及び決定結果は、協議会の広報紙等で公表するものとする。

(記念品贈呈)

第8条 応募された名称の中から、協議会において、次の賞を決定し、記念品を贈呈する。

(1) 名付け親賞

新町の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選で5名以内に贈呈する。

(2) 特別賞(次点)

小委員会が選定した候補作品のうち、協議会において新町の名称として選ばれなかった作品の応募者の中から抽選で10名以内に贈呈する。

(その他の必要事項)

第9条 この要項に定めるもののほか、新町の名称の選定に関し必要な事項は協議会の会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成15年9月25日から施行する。

### 新町名称選定基準

新町名称募集要項第5条の選定基準については次のとおりとする。

1 選定基準

新町の名称は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易なもので、次の条件の1つ以上に該当するものとする。

本地域が地理的にイメージできる名称

本地域の特徴を表す名称

本地域の歴史・文化にちなんだ名称

住民等の理想・願いにちなんだ名称

その他、新町としてふさわしい名称

2 選定に当たっての留意事項

得票数(応募数)については、選定の際の参考に留めることとする。

決定された応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて作品の趣旨を著しく損なわない範囲内で修正できるものとする。

### 新町名称決定方法

新町名称募集要項第5条の決定方法の詳細については次のとおりとする。

1 事務局における集計

(1) 公募締め切り後、事務局において応募作品一覧表(あいうえお順、票数順等)として集計し、参考資料を作成する。

(2) 応募資格、応募点数を審査するための、新町の名称(漢字の場合はふりがな)、名称の意味又は理由、住所、1町2村に勤務地を有する者については勤務先の名称と住所、氏名の記載が漏れていた

ものは無効とする。

(3) 事務局より新町名称候補選定小委員会委員あてに集計結果，第1次選定用の選定用紙及び小委員会の開催案内等を送付する。

## 2 小委員会における委員による選定

### (1) 第1次選定(各委員から5作品を選定)

各委員は，選定基準により，新町の名称としてふさわしいと考えられる5作品を選定し，事務局へ小委員会開催前までに提出する。

各委員からの第1次選定作品の集計(名称について，選定された委員の間で重複がない場合，最大で45作品)を事務局において行う。

### (2) 第2次選定(5候補作品選定)

第1次選定により選定された作品(最大45作品)の中から，小委員会の協議により5候補作品を選定する。

協議による選定が困難な場合は，小委員会委員全員による投票により選定する。投票は，各委員3作品を投票し，得票数の多い順に5候補作品を選定する。

5作品については，作品ごとに小委員会としての「選定理由」，「委員からの付帯意見」等を付し，協議会に報告する。

## 3 協議会における決定

小委員会から報告のあった5候補作品の中から，協議会の協議により1作品を新町の名称として決定する。

名称の決定は協議会委員の全員一致を基本とするが，決定が困難な場合は，協議会委員全員による投票(1委員3作品)により最も得票数の多いものを新町の名称として決定する。

## 記念品贈呈者の決定方法等について

新町名称募集要項第8条の記念品贈呈者の決定方法の詳細については次のとおりとする。

### 1 記念品について

(1) 名付け親賞5名以内・・・「記念品+賞金5万円」

(2) 特別賞(次点)10名以内・・・「記念品+賞金1万円」

### 2 名付け親賞の決定方法

協議会において，新町の名称として選ばれた作品の応募者の中から，抽選を行い5名以内を決定する。なお，この抽選は，協議会会議において公開で行うものとする。

抽選は，抽選箱に採用作品の応募者の氏名を記載した用紙(1枚に1名の氏名を記載した用紙)すべてを入れ，会長が引き当てる方法により行う。

### 3 特別賞(次点)の決定方法

小委員会が選定した候補作品のうち，協議会において，新町の名称として選ばれなかった作品の応募者の中から10名以内を抽選により決定する。

抽選は「名付け親賞」の例による方法により行うものとする。

### 4 各賞の決定時期，贈呈について

(1) 記念品の贈呈者の決定は，新町の名称を決定した協議会会議において行う。

(2) 記念品の贈呈については，記念品贈呈者を決定した協議会会議の次の協議会会議において行う。

**<新町名称公募スケジュール>**

期 日	協 議 会	小委員会	事 務 局
H15 9月25日	<b>第2回協議会</b> 新町名称候補選定小委員会規程 (案),募集要項(案),決定方法(案) 等について協議・決定 小委員会委員の選定	新町名称候補選定小 委員会設置	公募の周知
10月1日			募集開始
10月31日			募集締切
11月16日 11月17日			集計作業 集計終了
12月1日		<b>第1回小委員会</b> 集計結果の報告 各委員ごとに5作品 の選定を依頼 <b>第2回小委員会</b> 各委員が協議によ り選定した5作品 を持ち寄り,5候補作 品を決定	
H16 2月10日	<b>第8回協議会</b> 新町名称5候補作品の報告	選定理由,付帯意 見を付した5候補 作品を報告	
2月27日	<b>第9回協議会</b> 新町の名称決定 記念品贈呈者抽選・決定		
3月26日	<b>第10回協議会</b> 記念品贈呈		

(2) 公募の実施

新町名称募集要項に基づき,平成15年10月1日から10月31日までの1か月間,3町村の住民等を対象に,新町の名称を募集した。

募集に当たっては,募集チラシ10,000枚を作成し,3町村の全世帯に配布するとともに,公民館等の公共施設に配置した。

また,啓発用ポスター100枚を作成し,役場等の公共施設に掲示するとともに,区域内の主な企業等に掲示を依頼した。

さらに各町村の広報誌やホームページ,合併協議会のホームページにも募集情報を掲載し,周知を図った。

(3) 公募結果

新町の名称を公募した結果，1,758 通の応募があり，有効数 1,631 通，名称の表記は 732 種類であった。

応募総数

項 目		応 募 数
有効数		1,631
無効数	複数応募	7
	審査事項記入なし	80
	既存名	37
	対象外者	3
合 計		1,758

応募方法別応募数（有効のみ）

項 目	応 募 数
応募はがき	1,300
官製はがき	155
ファックス	44
電子メール・ホームページ	79
窓口	53
合 計	1,631

町村別等応募数（有効のみ）

項 目	応 募 数
常北町	828
桂村	621
七会村	150
勤務地を有するもの	32
合 計	1,631

新町名称公募作品一覧表（別添略）

応募のあった新町名称の種類は 732 種類であった。

(4) 新町名称候補選定小委員会による名称候補の選定

新町名称候補選定小委員会は，平成 15 年 11 月 17 日と 12 月 1 日の 2 回開催され，合併協議会から付託された，名称候補 5 作品の選定を行った。

## 第1回新町名称候補選定小委員会

### 第1回新町名称選定小委員会次第

平成15年11月17日

合併協議会事務局会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 協議

#### (1) 委員長及び副委員長の選任について

委員の互選により、次のとおり決定。

役職名	町村名	氏名	備考
委員長	常北町	一木邦彦	学識委員
副委員長	七会村	阿久津理子	学識委員

#### (2) 応募状況(報告)及び有効票・無効票について

応募資格や応募点数を審査する事項のないため無効とした作品の確認を行い、有効数1,631通を確定。

#### (3) 新町名称候補(5作品の)選定手順について

応募作品の中から、選定基準に基づき、各委員5作品を選定し、11月28日までに事務局へ提出するよう依頼。

#### (4) 記念品(案)について

- 4 閉会

## 第2回新町名称候補選定小委員会

### 第2回新町名称選定小委員会次第

平成15年12月1日

合併協議会事務局会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 協議

#### (1) 新町名称候補5作品の選定について

新町名称候補第1次選定作品(30作品)の中から、各委員の協議により、新町候補5作品が決定した。

<新町名称候補第1次選定作品一覧>

安住町, うぐいす町, 河西町, 桂城町, キャンプ町, 県央町, 城北町(じょうほくまち), 城北町(しろきたまち), しろきた町, 城里町, 七桂常町, 中城町, 那珂にし町, 那珂ノ西町, 初音町, 広山町, 豊城町, 星ふる町, 真澄町, 美国町, <sup>21</sup>三栄町, <sup>22</sup>美里町, <sup>23</sup>三里町, <sup>24</sup>三郷町, <sup>25</sup>美郷町, <sup>26</sup>瑞穂町, <sup>27</sup>美園町, <sup>28</sup>水戸北町, <sup>29</sup>美土里町, <sup>30</sup>みどり町

< 協議により選定した新町名称候補 5 作品 >

安住町, 城北町(じょうほくまち), 城北町(しろきたまち), 城里町, 初音町

- (2) 第 8 回合併協議会への新町名称公募結果報告書(案)について
- (3) その他
- 4 閉会

(5) 合併協議会における新町名称の決定

新町名称候補 5 作品の合併協議会への報告

新町名称候補選定小委員会が選定した新町名称候補 5 作品については, 平成 16 年 2 月 10 日の第 8 回合併協議会において, 一木委員長から報告がなされた。

平成 16 年 2 月 10 日

常北町・桂村・七会村合併協議会  
会長 三 村 孝 信 様

新町名称候補選定小委員会  
委員長 一 木 邦 彦

新町名称候補選定報告書

平成 15 年 9 月 25 日開催の第 2 回常北町・桂村・七会村合併協議会において付託された新町名称候補 5 作品について, 第 1 回小委員会を 11 月 17 日, 第 2 回小委員会を 12 月 1 日に開催し, 下記のとおり選定したので, 「選定理由」, 「付帯意見」と合わせて報告します。

記

1 新町名称候補 5 作品とその選定理由

別紙 「新町名称候補選定結果」のとおり

2 委員からの付帯意見

新町名称選定基準に則り, 読み書きが容易なもので, 条件の 1 つ以上に該当するものを総合的に判断して, 協議により, 全会一致で 5 作品を選定した。

なお, 「城北町(じょうほくまち)」, 「城北町(しろきたまち)」については, そのいわれが, 「水戸城の北である」のか, 「東茨城郡の北部である」のか議論がなされたが, 結論を出すのが困難との理由から, 特定はしなかった。

また, 選定の理由のほかに, 参考として, 応募内容の名称の意味又は理由を掲載した。

(別紙)

< 新町名称候補選定結果 >

名称候補	小委員会の選定の理由	(参考) 応募者が記載した名称の意味又は理由
あずみまち 安住町	・安心して住めることを表現している全国的にも初めての名前である。	・安心して住める安らぎの町
じょうほくまち 城北町	・一番応募の多かった名称で, 今までの呼び名と変わらないし, 地方名として以前から使われていたので, 受け入れやすい。	・かつて, この地方の多くは水戸藩に属し, 水戸藩より北に位置したことから「しろきた」と書いて「城北地方」と呼ばれてきた。地域住民にとっても比較的, 馴染み深い名称であると思われる。常北と読みは同じであるが, 桂村も七会村も

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城北地方として定着しているの で、誰にも親しみやすい。</li> <li>・公募の中で、大多数の方が希望し ていると判断されること。広域行政 の中で、城北地区(地方)として使 用されており、抵抗はなく、関係住 民及び外部的にも定着している。茨 城県東茨城郡城北町が良い。県都水 戸市 50 万年構想に参加した場合に も、水戸市城北町として通用する。</li> </ul>	<p>文化圏は同一であり、「城北環境センター」など、す でにこの地区を総称している例もあるので新町の名 称にふさわしいと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常北町・桂村・七会村・御前山村の 4 町村の行事な どでは、「しろきた」と呼んでいた。文字は「城北」 なので、今度は「じょうほく」と呼んで町名にしたい。</li> <li>・昭和の合併前より東茨城郡北部を城北地方と呼び親 しまれていた。等</li> </ul>
しろきたまち 城北町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昔から、この地区は、このように 呼ばれていた。</li> <li>・現在使われている名称であり、あ まりにも多くの応募があったから。</li> <li>・水戸城北に位置している町</li> <li>・公募の中で、大多数の方が希望し ていると判断されること。広域行政 の中で、城北地区(地方)として使 用されており、抵抗はなく、関係住 民及び外部的にも定着している。茨 城県東茨城郡城北町が良い。県都水 戸市 50 万年構想に参加した場合に も、水戸市城北町として通用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供達の球技大会等、この城北が使われていること が多いが、1町2村に考慮して「しろきた」と呼ばせ る。また、水戸城の北にあるという意味も含めて。</li> <li>・昔から御前山を合わせた 1 町 3 村の地区を城北地区 といていたから「じょうほく」と読ませると「常北 町」を思い出してしまうので、読み方を変えて「しろ きた」</li> <li>・城北地域の 3 町村の合併ということにちなんで、シ ンプルに「しろきた」。分かり易く馴染みのある響き が良いのではないのでしょうか。</li> <li>・先々、水戸市との合併の様ですので東茨城郡の最北 限の意味からも「城北町」がふさわしいと思います。 等</li> </ul>
しろさとまち 城里町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の 3 町村に「ふれあいの里」、 「うぐいすの里」、「山びこの郷」が ある。城は城北のイメージがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城北地区の自然な里山を守りたい。</li> <li>・城北地方で 3 町村に「ふれあいの里」、「うぐいすの 里」、「山びこの郷」がある。</li> <li>・城の北部の里である。城北地方で、それぞれ「ふれ あいの里」、「うぐいすの里」、「山びこの郷」がある。</li> </ul>
はつねまち 初音町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募の中にあつた理由を読んでイ メージが良いと思う。</li> <li>・応募理由の中にある清音寺境内に ある初音茶の由来は、まさしく新町 名称にふさわしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うぐいすなどが、その年初めて鳴く声で、合併 1 町 2 村に多く生息し中山間の町名としてふさわしく、ま た 1 町 2 村には古くからお茶が栽培されており、その 原木は常北町下古内の清音寺境内にあり初音茶と命 名されている。その他 1 町 2 村のほぼ中心地(桂村錫 高野)に生まれ、幕末の女流三傑の 1 人で七会村塩子 に教場を設けた女性教師である黒澤止幾子は、献上の 長歌の中に「うぐいすの初音のけふのことぶきや、の ずえににおふ梅が香を…」と記されており、新町名と してイメージが良い。</li> <li>・桂村、常北町の鳥はうぐいす、七会村はきじです。 合併してお祝いにうぐいすの初鳴きを願って。</li> </ul>



## 新町名称の決定

第8回合併協議会で新町名称候補選定小委員会から報告のあった新町名称候補5作品について合併協議会委員の投票により、新町の名称は「城里町」となった。

また、新町の名称が決定したことから、新町名称名付け親賞等の抽選が行われ、名付け親賞3名、特別賞12名が決定した。

### <投票方法>

無記名により、1委員3作品の投票を行うが、その際、3作品に優先順位(1位:5点、2位:3点、3位:1点)を付けることとし、総得点の多い作品を新町の名称とする。

### <投票結果>

新町名称候補	あずみまち 安住町	じょうほくまち 城北町	しるきたまち 城北町	しるさとまち 城里町	はつねまち 初音町
総得点	29点	29点	47点	<b>70点</b>	41点

### <名付け親賞> (敬称略)

氏名	住所
富永美子	常北町磯野
高橋洋一	桂村上坏
高橋祐太	桂村上坏

### <特別賞> (敬称略)

氏名	住所	氏名	住所
富田富子	桂村錫高野	小林トシ子	七会村塩子
仲田正一	七会村塩子	安田真枝	常北町石塚
小林通宣	桂村下阿野沢	鬼澤郁子	常北町石塚
矢次みつ江	常北町石塚	武井章祐	桂村錫高野
大高清志	常北町勝見沢	渡辺久子	常北町春園
寺門加代子	常北町那珂西	阿久津光夫	常北町石塚

### 3 新町建設計画の策定

#### (1) 新町建設計画策定方針

第3回合併協議会で新町建設計画の策定方針(案)が提案され、次のとおり決定した。

#### <新町建設計画策定方針>

##### 1 新町建設計画の役割と目的

###### (1) 新町建設計画の法的役割

合併特例法第5条第2項によると、「市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。」と規定されている。

また、作成する事項については、合併特例法第5条第1項により

合併市町村の建設の基本方針

合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

公共的施設の統合整備に関する事項

合併市町村の財政計画

の4項目について、規定されている。

新町建設計画は、合併協議会が作成、変更するものであり、合併特例法に基づくさまざまな財政措置を合併市町村が受けるためには、この計画の作成が前提となっており、留意する必要がある。

###### (2) 新町建設計画の目的

合併特例法第5条第2項では、市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とするとされている。

「総合的」とは、市町村建設計画が単にハード面の整備のみでなく、ソフト面にも配慮した計画とすべきこと、「効果的」とは、真に合併市町村の建設に資する事業を選び、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とすべきことを規定しているものである。

合併に伴う事業量の増加は、たちまち新町建設計画の財政計画にも反映されることから、新町建設計画策定にあたっては、個別の事業調整と財政計画のバランスを考慮する必要がある。

###### (3) 新町建設計画の位置付け

「新町建設計画」においては、「まちづくりビジョン」の内容(理念や将来像)を示し、さらに、その内容を具体的な実施ベースに置き換え(事業化)、また、実施のための財源をどのように割り当て、いつから実施するのかを定める(年次計画化)こととなる。

新町建設計画は、合併の是非を判断するための重要な材料となるだけでなく、合併した場合は、新町のマスタープランとして機能する重要な計画となる。

###### (4) 総合計画との整合

総合計画は、地方自治法の規定に基づき策定することとされており、策定の意義は、市町村が将来を見通した長期にわたる経営の基本を確立するとともに、個性と魅力にあふれた「まちづくり」を進めるための基本となるものである。

さらに、役割としては、市町村が発展するために長期的な視野のもとに施策の選択、優先順位の決定を行うなど、計画的な行政運営の指針となりうる。

新町建設計画は、1町2村の現在の総合計画の理念に基づき基本方針（理念や将来像）を作成するものとし、基本方針を実現するための具体的施策については、1町2村の実施計画との整合を図るとともに、新町の一体性の速やかな確立を図るための施策や新町の均衡ある発展に資する施策を加味するものとする。

## 2 計画策定の方針

### (1) 計画の趣旨

計画は、常北町、桂村、七会村の新町を建設していくための基本となる建設計画として策定するものであり、その計画の実現を図ることにより、1町2村の速やかな一体化を推進し、新町の均衡ある発展と住民の福祉の向上等を図ろうとするものである。

### (2) 計画の構成

計画は、下記の事項により構成する。

新町を建設していくための基本方針

新町建設の根幹となるべき事業に関する事項

公共的施設の統合整備に関する事項

財政計画

### (3) 計画の対象地域

計画の趣旨から、常北町、桂村、七会村の全地域を本計画の地域として定めるものとする。

### (4) 計画の期間

合併期日の属する年度及びそれに続く10か年度とする。

### (5) 計画策定時における住民参加

先に実施した「新しいまちづくりに関する住民アンケート調査」等を基礎資料とするとともに、その他各種広聴事業を通して、住民参加を実現するものとする。

### (6) 新町建設計画の対象事業

新町建設計画の対象事業は、以下のとおりである。

対象事業の範囲

対象事業は、各町村の総合計画に記載がある事業が住民意識調査で要望が強い事業か、または、各町村の懸案事業であるか、等をもとに判断することが適当である。

事業のバランス

それぞれの地域資源による特色を生かした事業を積極的に採用することにより、単なるハコモノづくりではなく、新町全体が活性化する施策を行うことが適当である。

継続性

合併特例債を活用するような重要事業については、新町の総合計画等においてもその位置づけを明確にしておく必要がある。

特例債の活用

新町建設計画に基づいて行う事業には、合併特例法第11条の2第1項に該当する事業について合併特例債を活用することができる。この起債は、合併後10か年度に限り、新町建設計画に基づく特に必要な経費に充てられるもので、充当率95%、元利償還金の70%を普通交付税で措置されることになる。

(7) 財政計画について

財政計画は、計画期間において限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営をするため作成するものである。

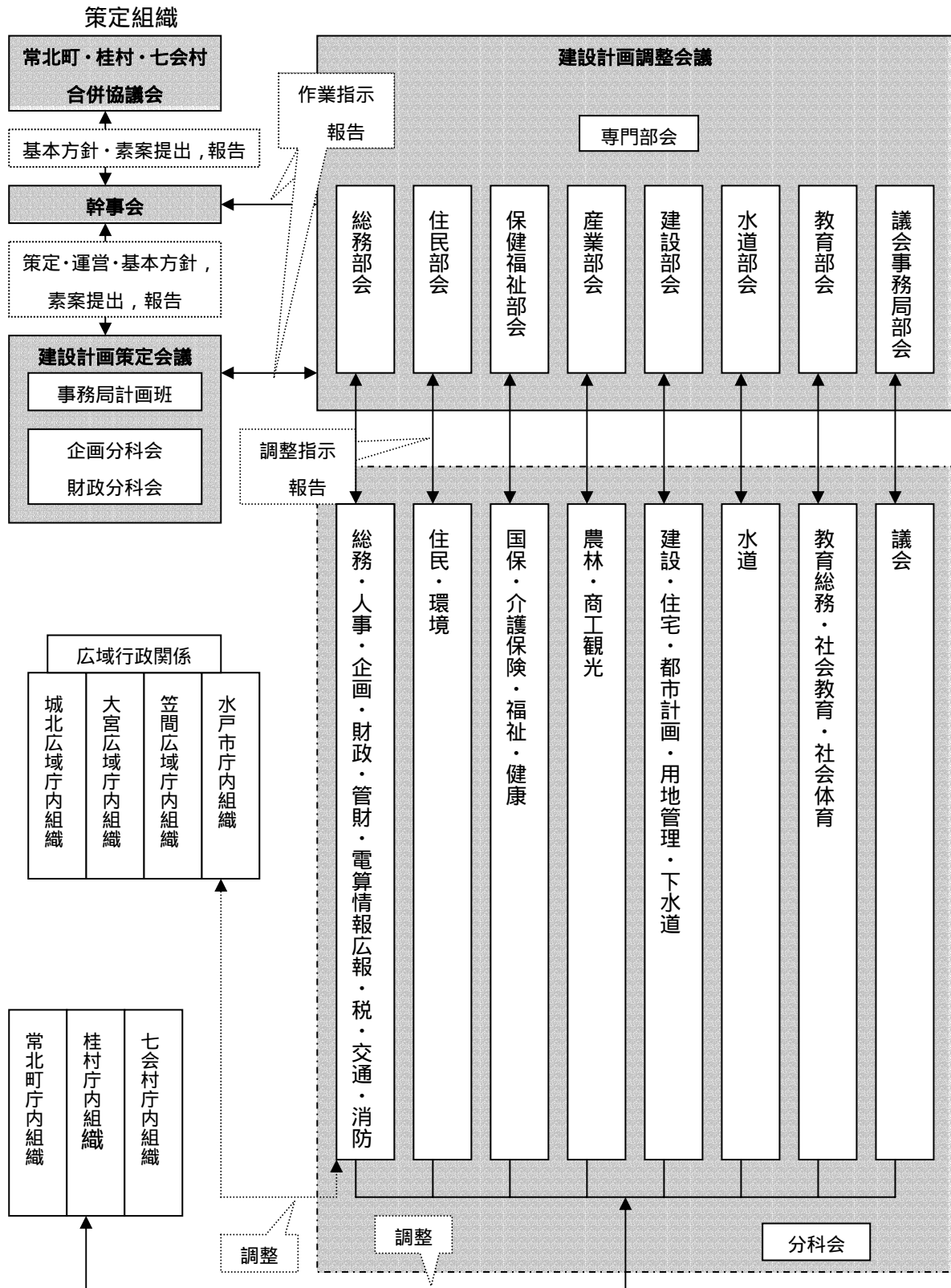
また、計画期間を建設計画と同様合併期日の属する年度及びそれに続く10か年度とし、新町建設計画の施策を推進するに当たって必要となる財源の見通しとその年次別の重点的・効率的配分など、計画的な財政運営を図る指針として作成するものである。

**<新町建設計画の構成イメージ>**

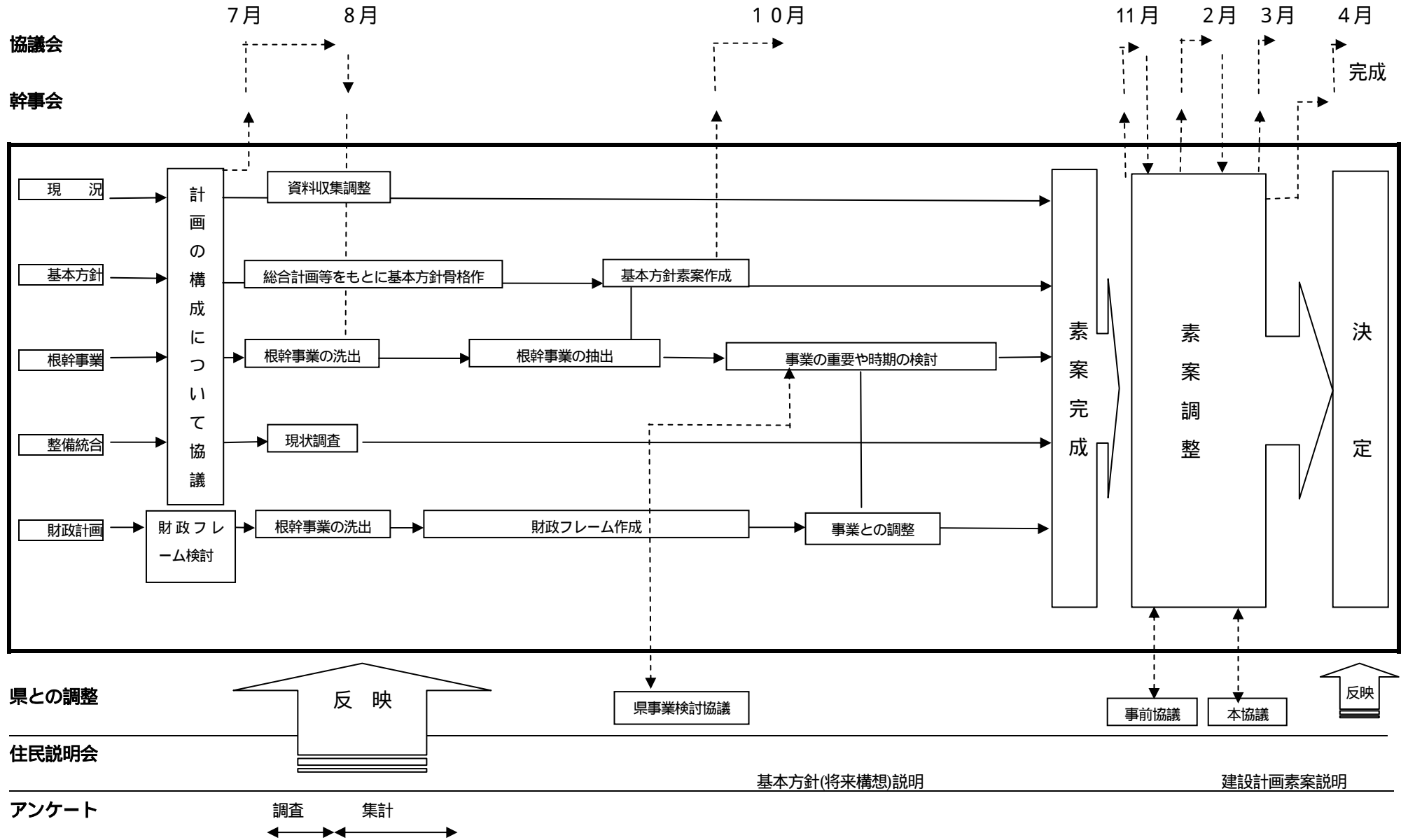
<b>序論</b>	
1 合併の必要性	1 町 2 村の歴史的経緯や生活圏の拡大，地方分権，少子高齢化等，合併の必要性を整理する。
2 計画策定の方針	新町建設計画を策定するにあたっての策定方針を検討する。
<b>1 町 2 村の概況及び主要指標の見通し</b>	
1 位置・地勢	1 町 2 村の地域の現況を分析し，人口，世帯数等についてその見通しを検討する。
2 人口・世帯等	
<b>新町建設計画の基本方針</b>	
1 新町の将来像	住民アンケート調査等の結果などを踏まえ，1 町 2 村の「まちづくりの基本理念」を設定するとともに，その基本理念を具体化するための「新町建設の基本方針」を検討する。
2 新町建設の基本方針	
3 土地利用等	地域の特性を考慮し，土地利用及び地域整備の基本方向を検討する。
4 地域整備の方針	
<b>新町の施策</b>	
	基本方針ごとに，より具体的な施策方針を設定し，新町建設に向けての施策の体系化を行う。 さらに，施策の体系の柱ごとに，住民アンケート調査の結果等を踏まえながら，施策展開に向けての考え方，方向性を設定し，それに対応した主要施策や事業の位置づけを行う。 また，新町において，導入すべき県事業について検討する。
<b>公共的施設の適正配置と整備</b>	
	住民サービスの低下を招かないように配慮し，各地域のバランス及び財政事情を勘案して，公共的施設の統合整備の方向性について検討する。
<b>財政計画</b>	
	過去の歳入・歳出の推移や合併に伴う支援措置の活用等を踏まえ，合併後の財政計画について検討する。

(2) 策定組織と策定スケジュール

計画の骨子や運営方針，財政計画を審議する組織として，企画・財政分科会を構成員とする建設計画策定会議を，個別事業の洗い出しや具体的事業を調整する組織として，各専門部会・分科会を構成員とする建設計画調整会議を設置し，建設計画の策定を進めた。



新町建設計画策定フロー



(3) 策定の経過

年月日	会議等	内容等
平成 15 年 6 月 24 日	第 1 回幹事会	・新町建設計画に関する住民アンケート調査内容を審議
7 月 2 日	第 1 回建設計画策定会議	・新町建設計画策定方針, 新町建設計画の構成イメージ, 新町建設計画策定の流れ, 事業の洗い出し作業, 財政フレームの作成について審議
7 月 9 日	第 1 回合併協議会	・新しいまちづくりに関する住民アンケート調査(案)を審議
7 月 11 日	専門部会・分科会合同会議	・新町建設計画策定方針を説明 ・根幹となる事業の洗い出しを依頼(8 月 11 日提出期限)
7 月 18 日	住民アンケート調査発送	・3 町村住民 3,000 人を対象。28 日期限
8 月 18 日	第 3 回幹事会	・新町建設計画策定方針(案)を審議
8 月 20 日	協議会会長調整	・第 3 回合併協議会議案を審議
8 月 22 日	第 3 回合併協議会	・新町建設計画策定方針(案)を審議
9 月 8 日	第 2 回建設計画策定会議	・新町建設計画基本方針, 根幹事業の選定, 住民説明会の開催について審議
9 月 12 日	3 町村長会議	・合併に伴う目玉事業について審議
9 月 22 日	第 3 回建設計画策定会議	・新町建設計画基本方針(案), 建設計画に位置づける目玉事業, 財政計画作成について審議
	第 4 回幹事会	・新町将来構想住民説明会の内容を審議
9 月 24 日	3 町村長会議	・新町将来構想住民説明会実施概要(案), 合併後の将来像を審議
	第 1 回建設計画調整会議	・新町建設計画基本方針(案), 建設計画に位置づける目玉事業について審議
9 月 25 日	第 4 回合併協議会	・新しいまちづくりに関する住民アンケート調査結果を報告
10 月 6 日	第 2 回建設計画調整会議	・新町建設計画基本方針(案)について審議
10 月 8 日	第 4 回建設計画策定会議	・新町建設計画基本方針(案)について審議
10 月 14 日	県事前調整会議	・建設計画に位置づける県事業等について, 県関係各課と調整
10 月 16 日	第 5 回幹事会	・新町建設計画基本方針(案)を審議
10 月 20 日	3 町村長会議	・新町建設計画基本方針(案), 新町将来構想住民説明会の内容を審議
	第 5 回建設計画策定会議	・目玉事業の選定について審議
10 月 22 日	第 5 回合併協議会	・新町建設計画基本方針(案)を審議
10 月 28 日	第 6 回建設計画策定会議	・新町建設計画(後編)について審議
10 月 30 日	第 3 回建設計画調整会議	・新町建設計画(後編)について審議



11月2日	将来構想住民説明会	・新町の将来像等について住民の意見を聞くため 8日まで10か所で開催
	第6回幹事会	・新町建設計画（後編）素案を審議
11月6日	3町村長会議	・新町建設計画（後編）素案の提示。目玉事業を 審議
11月11日	第6回合併協議会	・新町建設計画（後編）素案を提示し、各委員に 主要事業等の意見を求めた。
11月20日	第7回幹事会	・新町将来構想住民説明会の結果を報告
11月21日	3町村長会議	・新町将来構想住民説明会の結果を報告
11月26日	第7回合併協議会	・新町将来構想住民説明会の結果を報告
12月10日	第8回幹事会	・新町建設計画（後編）に係る根幹事業及び財政 計画の策定内容を審議
12月12日	第4回建設計画調整会議	・新町建設計画（後編）に係る計画内容の精査に ついて依頼
12月15日	3町村長会議	・建設計画（後編）、目玉事業、根幹事業を審議
平成16年 1月13日	第9回幹事会	・新町建設計画（後編）の内容（主要施策・主要 事業、公共的施設の適正配置と整備、財政計画） を審議 ・今後の策定スケジュールを確認
1月19日	県事前調整会議	・財政計画と起債事業について、県市町村課と調 整
1月28日	第7回建設計画策定会議	・新町建設計画（後編）について審議
1月29日	第10回幹事会	・新町建設計画（後編）案、財政計画の考え方を 提示
2月2日	3町村長会議	・建設計画（後編）の内容（財政計画、特例債・ 過疎債事業、主要事業等）を審議
2月5日	第11回幹事会	・新町建設計画（後編）案、財政計画の考え方を 審議
2月9日	3町村長会議	・新町建設計画（後編）を審議
2月10日	第8回合併協議会	・新町建設計画（後編）を提示、県事前協議を了 承
2月16日	県事前協議申請	・新町建設計画の県事前協議を申請
2月20日	第13回幹事会	・合併に関する住民説明会の内容を審議
2月23日	3町村長会議	・合併に係る住民説明会の概要（案）を審議
2月23日	新市町村づくり支援事業県要望	・消防署所の設置に係る支援を市町村課長に要望
2月27日	第9回合併協議会	・合併に係る住民説明会実施概要（案）を提示
3月10日	県事前協議回答	・2月16日付け申請の県事前協議の回答
3月22日	第15回幹事会	・新町建設計画（案）を審議
3月23日	3町村長会議	・新町建設計画（案）を審議

3月26日	第10回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新町建設計画（案）を提示，県協議を了承</li> <li>・計画名称を「常北町・桂村・七会村合併まちづくり計画（城里町建設計画）」に決定</li> </ul>
3月29日	新市町村づくり支援事業県要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署所の設置に係る支援を県知事に要望</li> </ul>
3月31日	県本協議申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法に基づき新町建設計画の県協議を申請</li> </ul>
4月5日	第16回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併に関する住民説明会の内容を確認</li> </ul>
4月10日	合併に関する住民説明会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設計画の概要，協定項目の協議内容について住民の意見を聞くため15日まで10か所で開催</li> </ul>
4月19日	県協議回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月31日付申請の県協議回答（異議なし）</li> </ul>
4月22日	第17回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新町建設計画の最終案を審議</li> <li>・合併に関する住民説明会の結果を報告</li> </ul>
4月23日	3町村長会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併に関する住民説明会実施結果を報告</li> <li>・新町建設計画の最終案を審議</li> </ul>
4月28日	第11回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併に関する住民説明会実施結果を報告</li> <li>・新町建設計画の最終案を提示，決定。</li> </ul>

#### (4) 新しいまちづくりに関する住民アンケート調査

合併協議会における建設計画の策定に際し、住民の要望等を反映させるため、「市町村合併に伴う新しいまちづくりに関するアンケート調査」を3町村の住民3,000人を対象に行った。

##### 調査の概要

#### 1 調査の目的

常北町、桂村、七会村では、市町村合併の協議を進めるために、去る6月24日に合併協議会を設置いたしました。今後、この協議会では、合併後の新しいまちづくりの指針となる新町建設計画を策定することになります。

本アンケート調査は、住民の皆さんのご意見・ご要望を新町建設計画に反映させるために実施したものです。

#### 2 調査の方法

項目等	具体的内容
調査対象	・常北町、桂村、七会村在住の満20歳以上の男女。
調査方法	・各町村別の以下の数を無作為層化抽出した。 常北町 1,600人 桂村 900人 七会村 500人
	配布・回収方法 ・調査対象者に対して、アンケート票・参考資料及び返信用封筒各1部を郵送し、自記式（無記名）による回答をし、郵送で回収。
	調査日時等 ・調査対象者の抽出 平成15年7月上旬 ・アンケートの発送配布 平成15年7月18日（金） ・アンケートの回収期限 平成15年7月28日（月） ・アンケート集計・分析 平成15年8月上旬～9月下旬

#### 3 回収状況

	配布数	回収数	回収率
常北町	1,600票	789票	49.3%
桂村	900票	464票	51.6%
七会村	500票	245票	49.0%
町村名不明		4票	
合計	3,000票	1,502票	50.1%

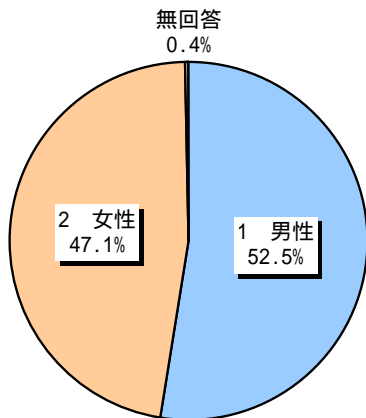
#### 4 集計データについて

問7、8、9、10は複数回答です。また、集計データは、小数第2位を四捨五入して、小数第1位まで表記しています。そのため、選択肢の回答割合の合計を足しても100%にならないところがあります。

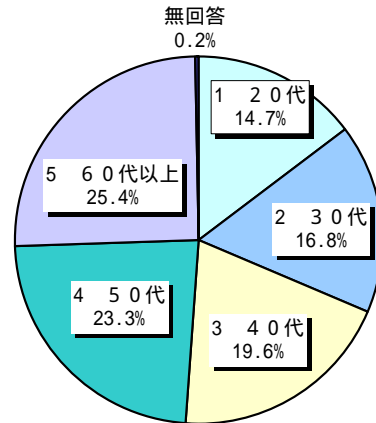
##### 調査結果の概要

< 1 回答者の属性 >

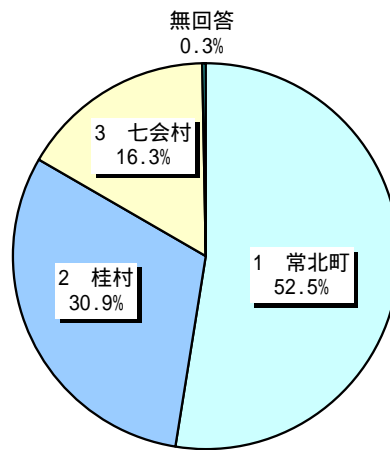
問1 あなたの性別はどちらですか。



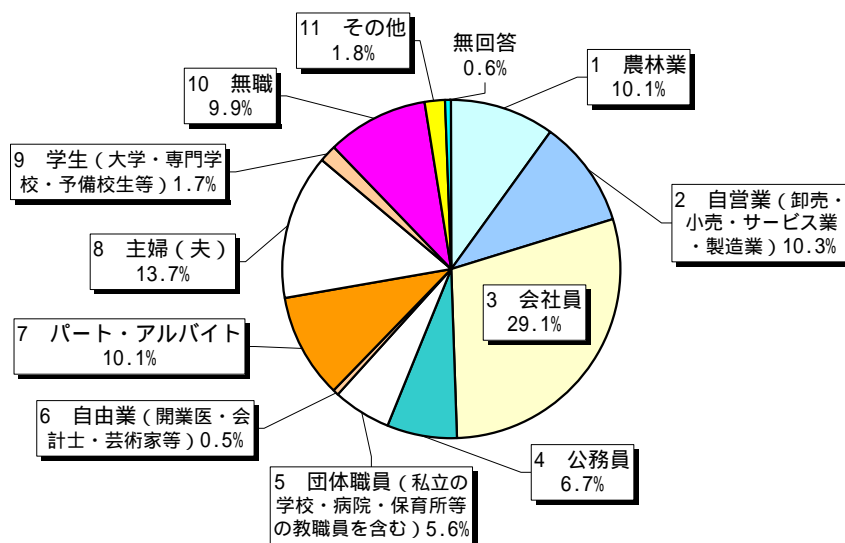
問2 あなたの満年齢を、お答えください。



問3 あなたはどちらにお住まいですか。



問4 あなたのご職業は、次のどれですか。

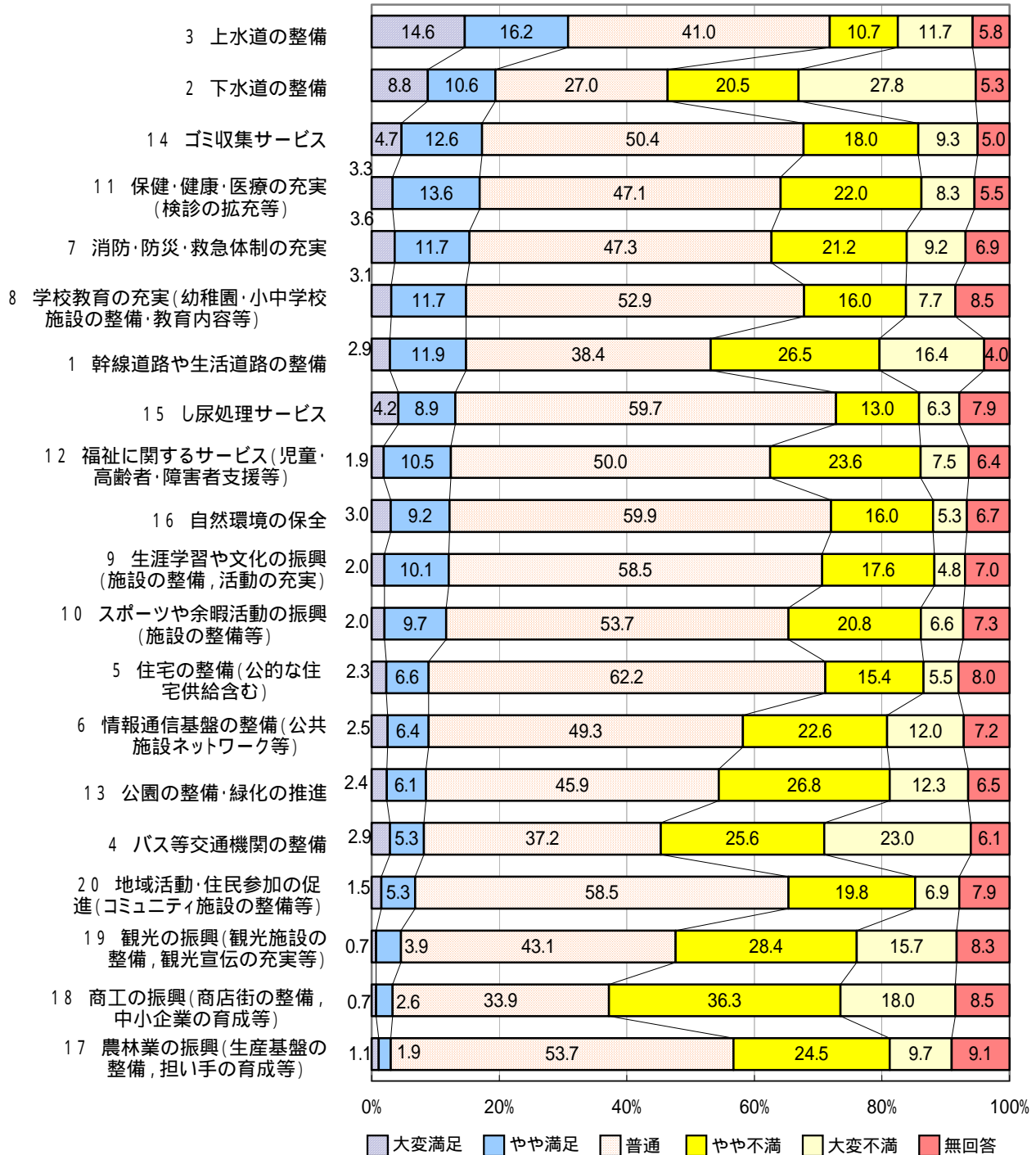


## < 2 住んでいる地域の現状について >

問5 あなたの住む町村の現状について、どのように感じていますか。

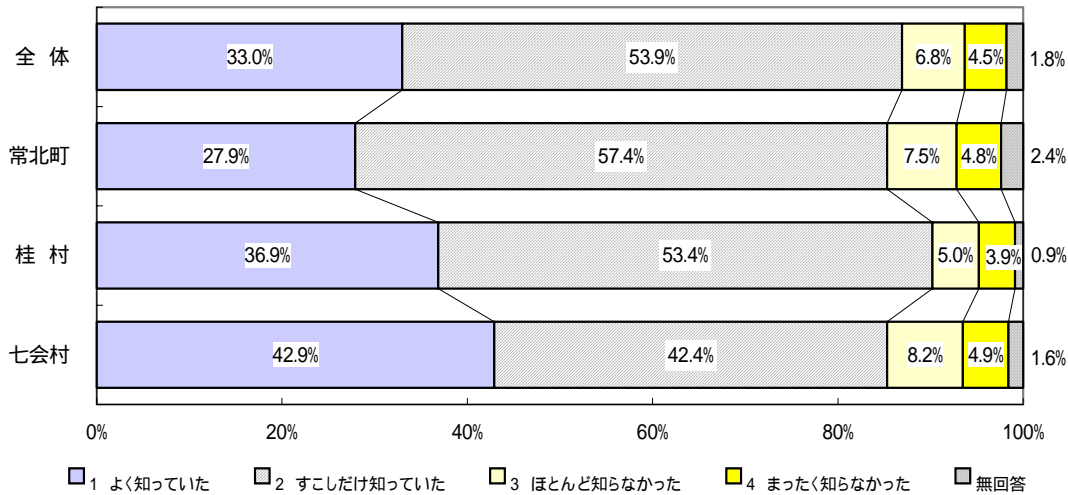
下記の事項について、その満足度を1～5のうちから1つだけをつけてください。

「大変満足」と「やや満足」を合計した「満足度」の高い順に表示

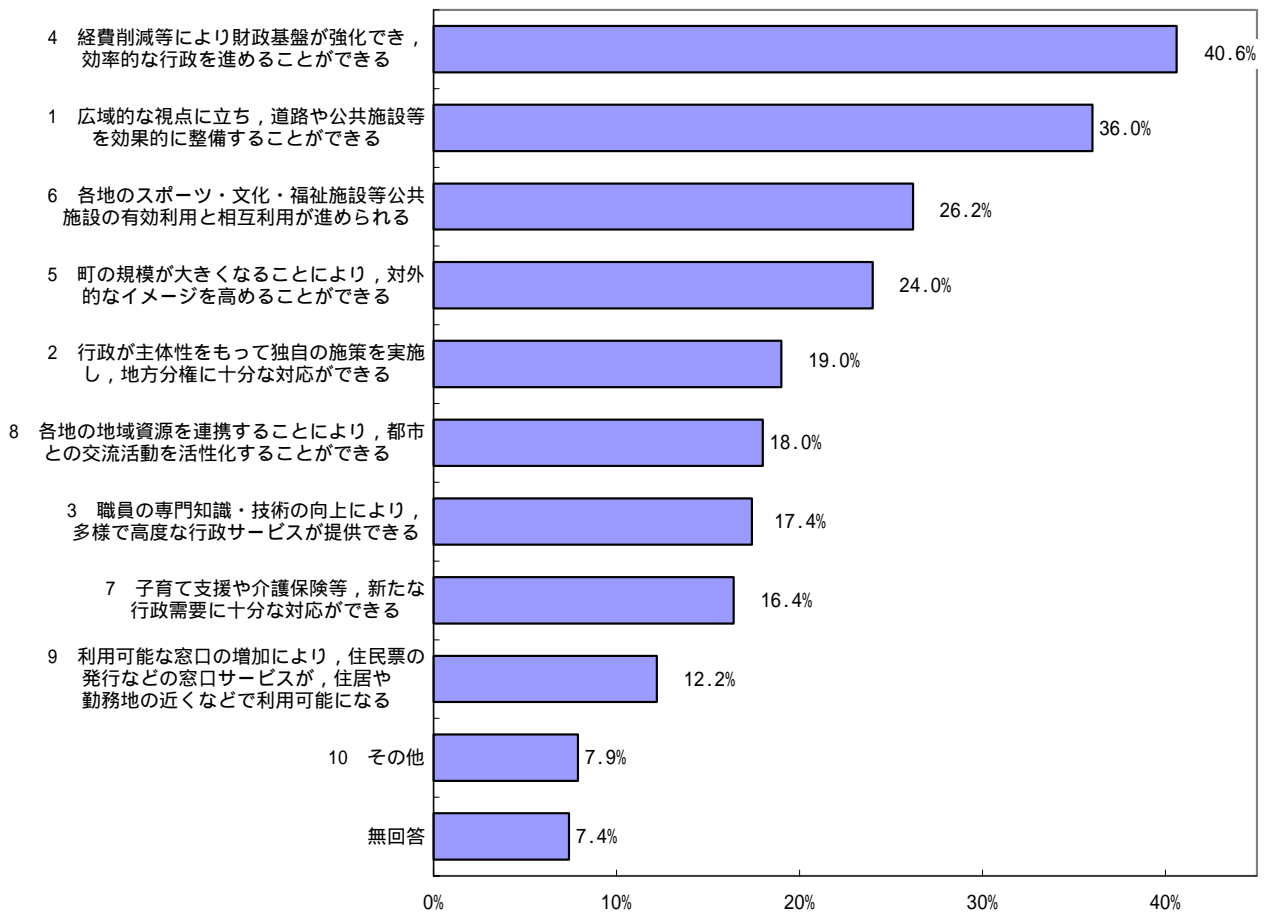


### < 3 市町村合併について >

問6 6月24日に常北町・桂村・七会村により、合併協議会が設立されましたが、あなたは1町2村の「市町村合併」の取り組みについてご存知でしたか。

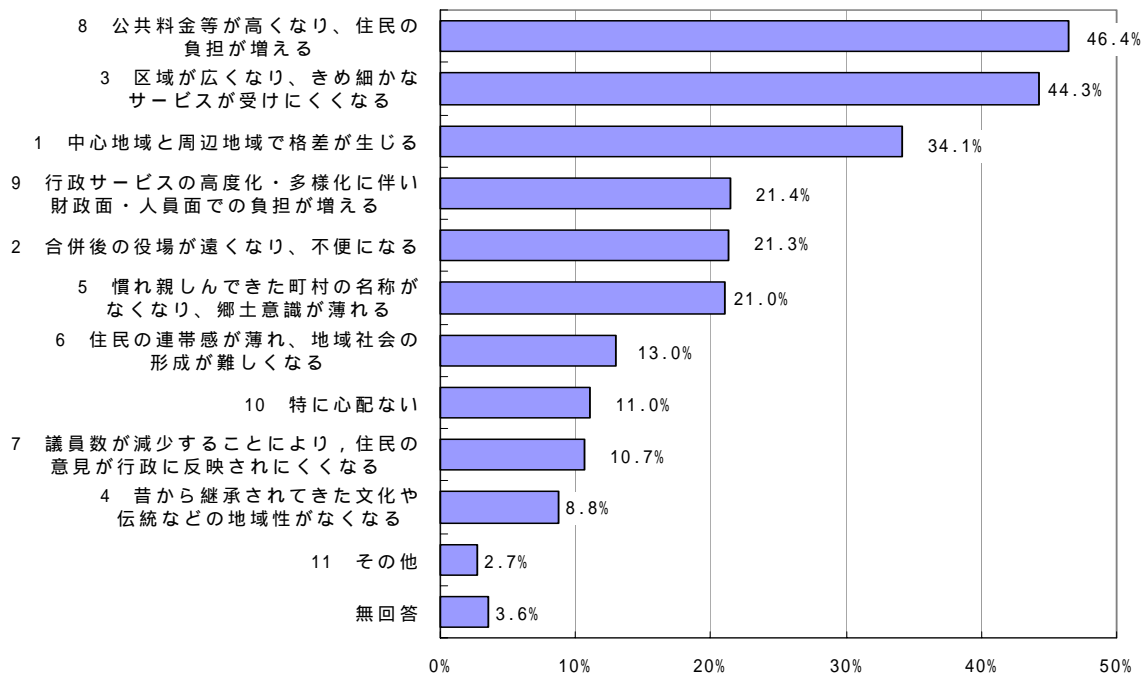


問7 あなたは、1町2村が合併した場合にどのようなことが期待できると思いますか。  
以下の中から3つ以内で をつけてください。



問8 あなたは、1町2村が合併した場合にどのようなことが心配ですか。

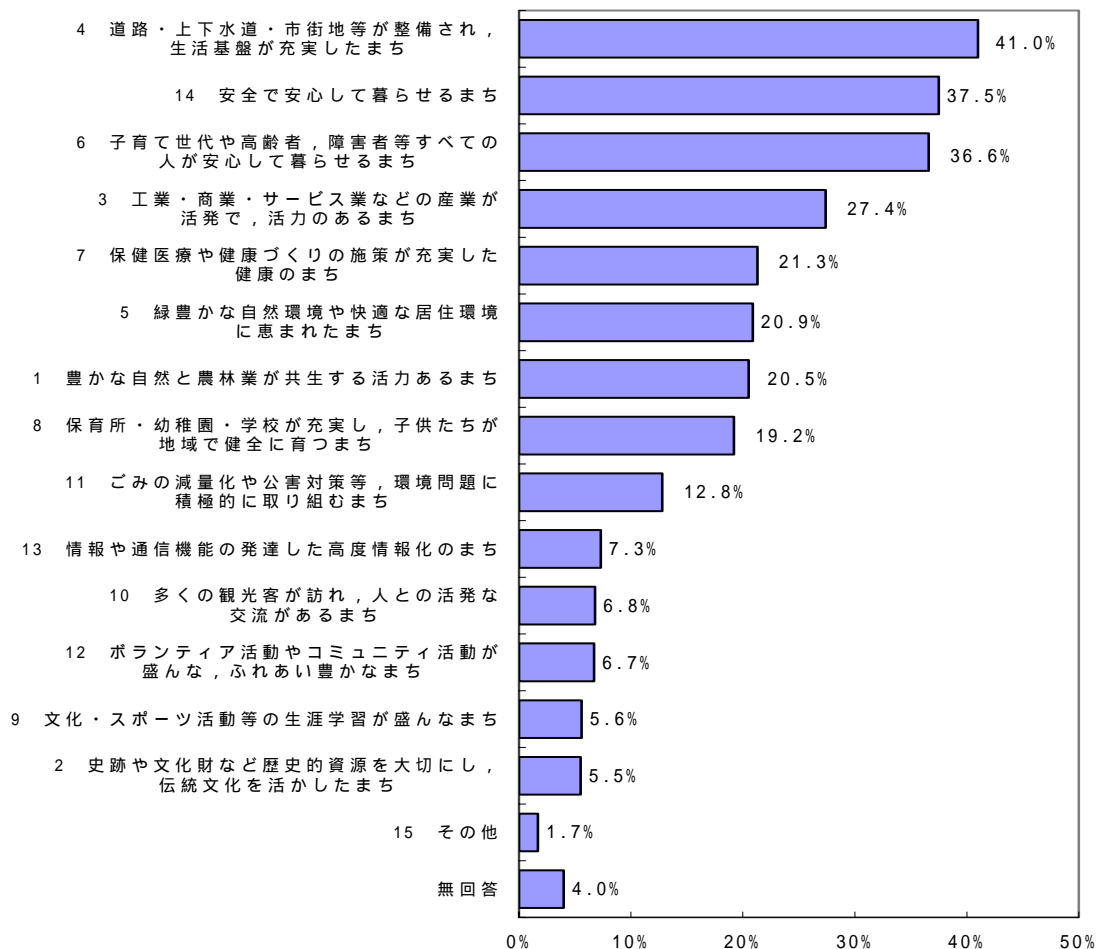
以下の中から3つ以内で をつけてください。



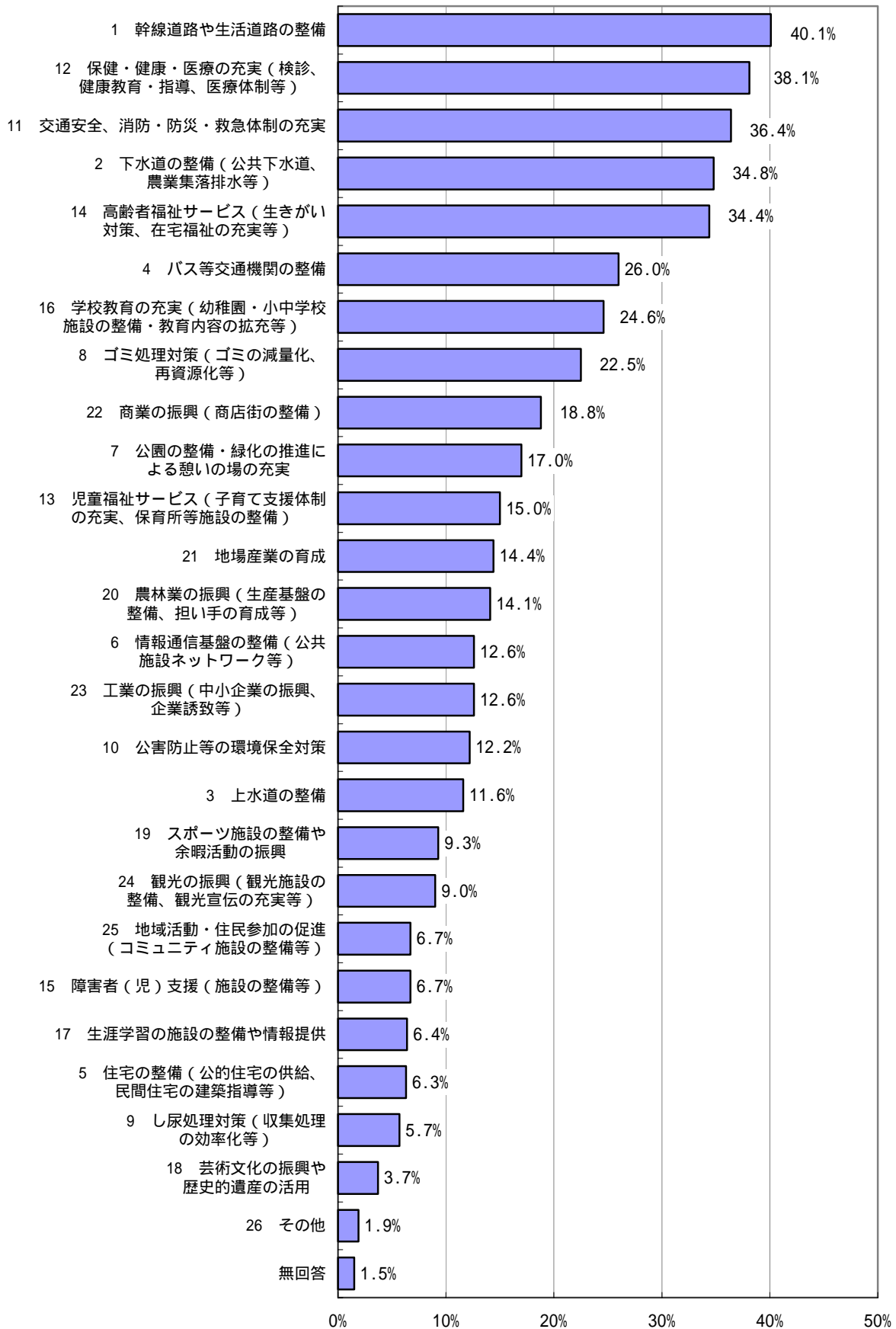
#### < 4 合併後のまちづくりについて >

問9 あなたは、1町2村が合併した場合、将来的にどのようなまちになっていけばよいと思いますか。

以下の中から3つ以内で をつけてください。



問10 合併後のまちづくりのために、あなたはどのような施策や事業に取り組むべきだと思いますか。  
 以下の中から5つ以内で をつけてください。





## < 5 市町村合併についての自由意見 >

### 【ご意見・ご要望等】

市町村合併について、ご意見、ご要望、まちづくりのアイディア等がありましたらご記入ください。

ご意見・ご要望等については、記載内容により以下の分類に分けました。1,502票のうち、記入票は390票（26.0%）ありました。分類ごとの回答数及び割合については下の表のとおりです。

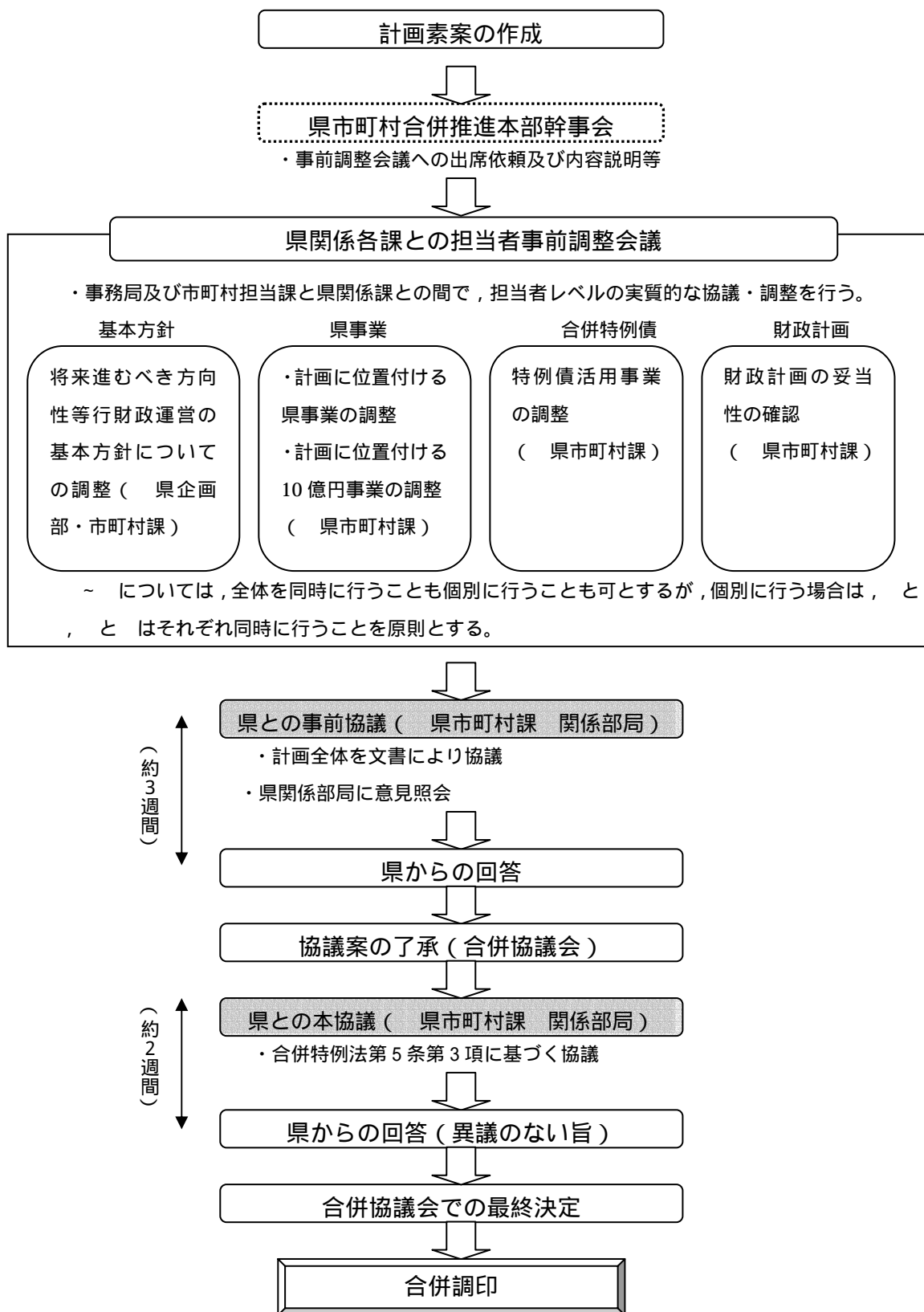
### < 分類ごとの回答数・割合 >

	人数	割合
<b>1 まちづくりに関すること</b>	<b>512</b>	<b>131.3%</b>
自然環境の保全と活用に関すること		
自然環境の保全，河川環境の整備，森林の維持と活用	18	4.6%
都市基盤の整備に関すること		
道路の整備，公共交通の整備，市街地の整備，上水道の整備，下水道の整備	68	17.4%
生活環境の整備に関すること		
住環境の整備，公園・緑地の整備，衛生環境の整備，地域・生活関連施設の整備，消防・防災・交通安全の推進，情報・通信の整備	80	20.5%
保健・医療と福祉に関すること		
保健・医療の充実，高齢者福祉の充実，社会福祉の充実，保育の充実及び女性への支援，介護保険への対応，国民健康保険事業等の推進	54	13.8%
教育・文化に関すること		
生涯学習の推進，学校教育の充実，文化・スポーツの振興	46	11.8%
産業の振興に関すること		
農林水産業の振興，商工業の振興，観光・レクリエーションの振興，就業支援策の強化	71	18.2%
連携・交流の促進に関すること	11	2.8%
開かれたまちづくりの推進に関すること		
開かれた行政への取組，住民活動支援の推進	7	1.8%
行財政運営に関すること	101	25.9%
その他まちづくりに関すること	56	14.4%
<b>2 合併に関すること</b>	<b>177</b>	<b>45.4%</b>
合併制度論（メリット・デメリット，周知の必要性，合併協議の進め方等）	45	11.5%
3町村での合併の枠組みに関すること	56	14.4%
その他合併に関すること	76	19.5%
<b>3 その他</b>	<b>21</b>	<b>5.4%</b>
その他（アンケート調査等に関すること）	21	5.4%
合計（重複を含む延べ回答数）	710	-
合計（回答のあった票数）	390	-

(5) 茨城県との協議

市町村建設計画の内容については、合併特例法により県との協議が必要なことから、当地域の計画策定に当たっては、次の流れにより県協議等を行った。

< 建設計画策定に係る県協議等のフロー >



県関係各課との担当者事前調整会議

<平成 15 年 10 月 14 日>

新町のまちづくりの基本方針と計画に位置付ける県事業等について、県関係各課と協議を行った。

(協議結果)

番号	事業名	県担当課	可否
1	県営農林漁業揮発油税財源身替農道整備事業(常北地区)	農村環境課	
2	飯富・岩根・那珂西地区畑地帯総合整備事業	農地整備課	
3	北方・高久地区畑地帯総合整備事業	農村計画課	
4	ふるさと農道桂地区整備事業	農村環境課	
5	那珂川沿岸地区県営かんがい用水路整備事業	農地整備課	
6	県営かんがい排水事業(排水対策特別型)	農地整備課	
7	中山間地域総合整備事業	農村環境課	
8	国道 123 号バイパス整備事業	道路建設課	
9	一般県道錫高野石塚線整備事業	道路建設課	
10	一般県道阿波山徳蔵線バイパス整備事業	道路建設課	
11	一般県道阿波山徳蔵線整備事業	道路建設課	
12	一般県道赤沢茂木線整備事業	道路建設課	×
13	一般県道常北那珂線整備事業	道路建設課	
14	村道 7-03 号線過疎代行事業	道路建設課	×
15	町道 3313 号線過疎道改事業, 山崎猫鳴線過疎代行事業	道路建設課	×
16	主要地方道水戸茂木線整備事業	道路建設課	×
17	主要地方道笠間緒川線整備事業	道路建設課	
18	岩下倉見線過疎代行事業	道路建設課	×
19	一般県道鶏足山線整備事業	道路維持課	
20	一般県道鶏足山片庭線整備事業	道路維持課	
21	県営高根台住宅整備事業	住宅課	×
22	一級河川藤井川改修事業	河川課	
23	一級河川那珂川整備事業	河川課	×
24	一級河川江川整備事業	河川課	×
25	一級河川桂川河床整備事業	河川課	×
26	水辺の楽校整備事業	河川課	
27	一級河川大谷原川整備事業	河川課	
28	基本方針・ゾーニング	地域計画課	

<平成 16 年 1 月 19 日>

財政計画の内容と合併特例債活用事業について、県市町村課と協議を行った。

(協議結果)

財政計画について、了承をいただくとともに町道の整備をはじめ、義務教育施設の整備等への合併特例債の活用が了承された。

事前協議

新町建設計画(後編案)について、第 8 回合併協議会の承認を得たことから、平成 16 年 2 月 16 日に県に対し建設計画の事前協議を申請した。

(協議結果)

市町村第 322 号 平成 16 年 3 月 10
日
常北町・桂村・七会村合併協議会
会 長 三 村 孝 信 殿
茨城県知事 橋 本 昌
常北町、桂村及び七会村の合併に係る建設計画作成に係る事前協議の結果について(回答)
平成 16 年 2 月 16 日付け常桂七合協第 94 号で事前協議のあったこのことについて、別添意見書のとおり回答します。

本協議

県との事前協議の結果、修正した城里町建設計画(案)について、第 10 回合併協議会の承認を得たことから、平成 16 年 3 月 31 日に県に対し建設計画の本協議を申請した。

(協議結果)

広 行 第 8 号 平成 16 年 4 月 19
日
常北町・桂村・七会村合併協議会
会 長 三 村 孝 信 殿
茨城県知事 橋 本 昌
常北町・桂村・七会村の合併に係る建設計画作成のための協議結果について(回答)
市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 5 条第 3 項の規定に基づき、平成 16 年 3 月 31 日付け常桂七合協第 105 号で協議のあったこのことについては、異議ありません。

(6) 常北町・桂村・七会村合併まちづくり計画(城里町建設計画)

< 1 新町の将来像 >

人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち

新町は、県都水戸市に隣接する立地にありながら、御前山県立自然公園を形成する森林や那珂川をはじめ、その支流となる複数の川など恵まれた自然環境を有しています。

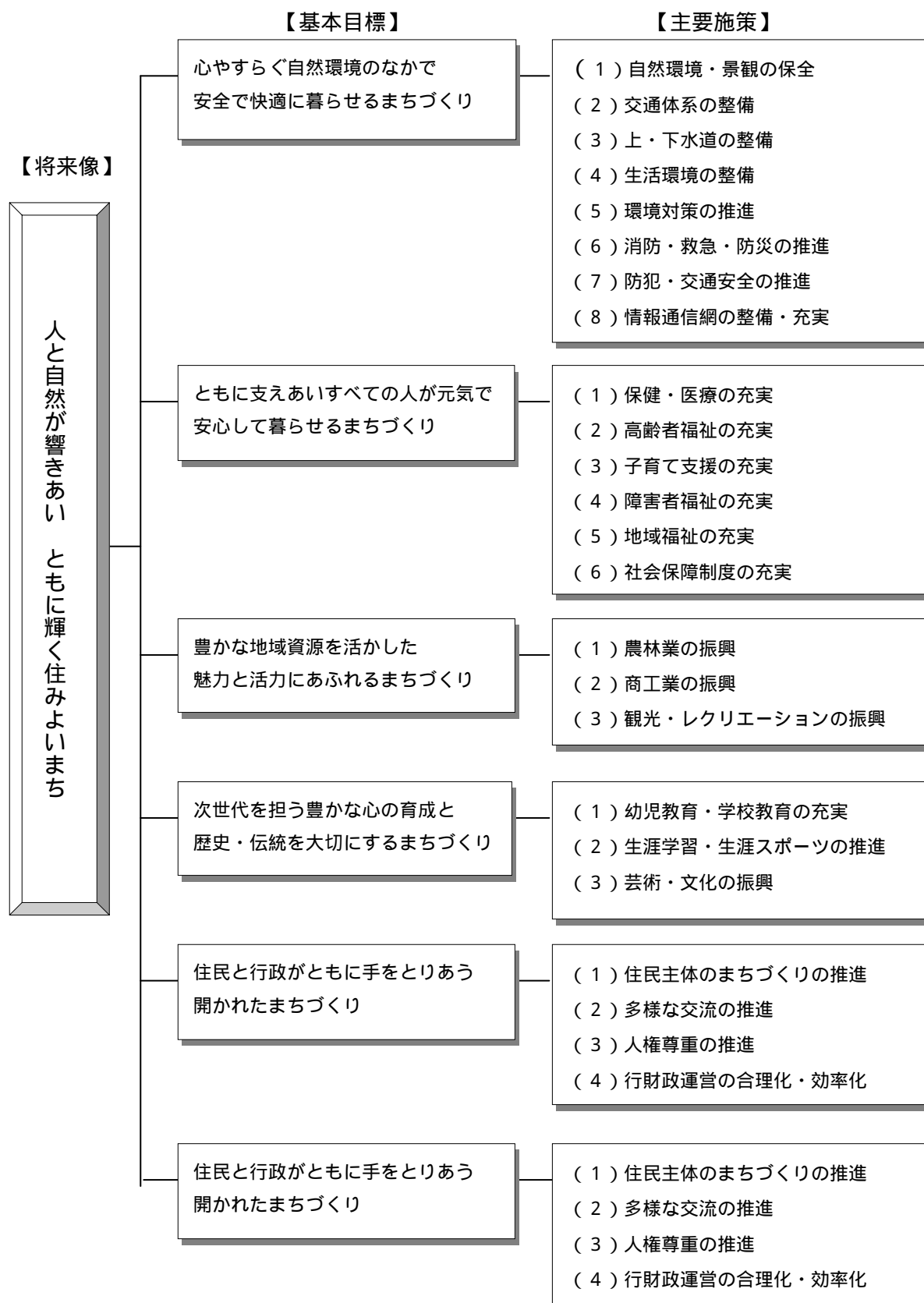
こうした、豊かな自然を保全しながら活用し、地域間交流、都市住民との交流を深めるとともに、新町に住むすべての人が快適な環境のなかで、魅力的で活力あふれる住みよいまちづくりを目指します。

(新町の土地利用の方向性を示す3つの「ゾーン」)



## < 2 新町の主要施策・主要事業 >

将来像の実現のために，その基本的な施策体系を次のとおり構成し，総合的，計画的に施策の展開を図ります。



<基本目標1>

心やすらぐ自然環境のなかで  
安全で快適に暮らせるまちづくり

自然と共生した循環型の地域社会の形成をめざして、恵まれた自然環境の保全と活用を図るとともに、リサイクルの推進や上下水道の整備などを図ります。

また、交通機関や道路網の整備による交通ネットワークづくり、情報ネットワークづくりなどにより、住民が快適に生活できる環境づくりを進めます。

さらに、防災・防犯・交通安全対策などを強化し、住民が安全で安心に暮らせるまちづくりを進めます。

【新町の主要事業】

施策名	主要事業
自然環境・景観の保全	花いっぱい運動の推進 新道川整備事業 藤井川水辺の楽校整備事業【県】 〔ワンドや緩傾斜護岸の整備により、子どもたちが 自然と出会える安全な水辺をつくる〕
交通体系の整備	幹線道路整備事業 生活道路整備事業 コミュニティバスの整備 民間バス路線の確保 国道123号整備事業【県】 主要地方道笠間緒川線整備事業【県】 一般県道錫高野石塚線整備事業【県】 一般県道阿波山徳蔵線整備事業【県】 一般県道常北那珂線整備事業【県】 一般県道鶏足山線整備事業【県】 一般県道鶏足山片庭線整備事業【県】
上・下水道の整備	水道整備・拡張事業 簡易水道整備事業（徳蔵地区等） 水道配水緊急連絡管整備事業 公共下水道整備事業 特定環境保全公共下水道整備事業 農業集落排水整備事業 合併処理浄化槽設置補助事業
生活環境の整備	都市計画道路整備事業 徳蔵地区宅地分譲事業 下坏・徳蔵地区公営住宅整備事業
環境対策の推進	環境基本計画の策定 環境クリーン作戦事業 不法投棄対策事業

消防・救急・防災の推進	皇都川整備事業 地域防災計画の策定 消防体制一元化推進事業 消防施設整備事業 (防火水槽設置, 消防車両整備等) 一級河川藤井川改修事業【県】 一級河川大谷原川整備事業【県】
防犯・交通安全の推進	防犯灯の整備 交通安全の啓発 交通安全教育の推進 交通安全施設整備事業
情報通信網の整備・充実	情報インフラ整備事業 地域イントラネット整備事業 〔 公共施設などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備 〕 移動通信用鉄塔施設整備事業 〔 携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し, 地域間の情報通信格差を是正することにより, 地域住民の利便の向上や社会経済活動の活性化を図る 〕

< 基本目標 2 >

ともに支えあいすべての人が元気で  
安心して暮らせるまちづくり

まちぐるみで健康づくり・生きがいづくりに取り組むとともに, 安心して保健・医療・福祉・介護の各種サービスが受けられるまちづくりを進めます。

また, ボランティア活動の活性化を促進し, 高齢者や障害者などを地域で見守り, 地域で子どもを育て, 住民一人ひとりが生きがいに満ちた, 元気で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【新町の主要事業】

施策名	主要事業
保健・医療の充実	母子保健事業(親と乳幼児の健康の保持増進, 育児支援等) 老人保健事業(検診事業・健康相談等) 予防接種事業 地域医療体制整備事業(診療所等の施設の充実) 保健センター整備事業
高齢者福祉の充実	介護予防・生活支援事業(高齢者の介護予防・支援等) 在宅介護支援センターの充実 老人福祉センターの充実



子育て支援の充実	保育所運営事業（0歳児保育，延長保育等） 児童福祉事業（児童手当支給等） 放課後児童健全育成事業 〔 昼間保護者のいない家庭の小学校1～3年児童を対象とした，遊びを主とした指導育成等 〕 医療福祉費給付事業
障害者福祉の充実	身体障害者（児）福祉事業（支援費・更正医療費の支給，補装具・日常生活用具給付等） 障害者ワークス運営事業（福祉作業所運営等）
地域福祉の充実	地域ケアシステム推進事業（要援護者等の支援等） 地域福祉計画の策定
社会保障制度の充実	国民健康保険制度の充実 老人保健制度の充実 介護保険制度の充実

< 基本目標 3 >

**豊かな地域資源を活かした  
魅力と活力にあふれるまちづくり**

各産業を担う人材の育成や，生産を拡大し流通を円滑にする基盤の整備，イベントによる情報発信などの販促活動の支援など，地域特性を活かして発展してきた既存の産業を活性化させる多様な方策を図ります。

また，豊かな地域資源を活かし，都市を中心とした他地域との交流を図るため観光・レクリエーションのネットワークを形成し，魅力と活力にあふれるまちづくりを進めます。

【新町の主要事業】

施策名	主要事業
農林業の振興	農業基盤整備事業（区画整理，農道，用排水路等の整備） 水田農業構造改革対策（生産調整の推進） 後継者対策事業 経営活性化事業（いばらき農業元気アッププランの推進等） グリーンツーリズム施策の推進（畑のオーナー制度等） 中山間地域等直接支払制度 〔 中山間地域等に対して，担い手の育成，農業生産の維持・確保するための支援 〕 森林整備地域活動支援交付金制度 〔 森林の現況調査，施業実施区域の明確化作業，作業道補修や刈り払い等の地域活動に対する支援 〕

農林業の振興	<p>生産振興総合対策事業</p> <p>〔 特色ある製品の開発，低コスト・高品質化に必要な新技術・新品種の導入等のための協議会の開催，施設・機械の整備及び畜産振興対策の実施 〕</p> <p>産業祭の開催</p> <p>国営那珂川沿岸農業水利事業【県】</p> <p>〔 那珂川の沿岸台地上に展開する畑地帯，那珂川の支川流域等に介在する水田地帯の農地に農業用水を安定供給するかんがい施設の整備 〕</p> <p>県営農林漁業揮発油税財源身替農道整備事業【県】 （常北地区改良工事 延長4.5km）</p> <p>飯富・岩根・那珂西部地区畑地帯総合整備事業【県】 （土地改良区内の基盤整備，幹線農道整備を中心とした事業）</p> <p>北方・高久地区畑地帯総合整備事業【県】 （北方・高久地区の畑地の区画整理，農道整備）</p> <p>ふるさと農道桂地区整備事業【県】 （北方地区，阿波山地区）</p> <p>県営かんがい排水事業（那珂川沿岸地区）【県】</p> <p>〔 御前山村に建設中の御前山ダムの放流水を水戸市飯富の機場から各市町村へ分配する水を受益地内の圃場等へ供給する幹線用水の整備 〕</p> <p>県営かんがい排水事業（排水対策特別型）【県】</p> <p>〔 桂村下環地区を流れる新堀川の排水路断面の拡幅，柵渠の布設替えを行うことにより，排水条件の向上を図り水田の凡用化を可能にし，水田の高度利用及び転作の定着化を図るための整備 〕</p> <p>中山間地域総合整備事業【県】</p> <p>〔 七会村が有する多面的な機能を活かした農業の確立と地域の活性化を図るため，総合的な農業生産基盤，農村生活環境基盤整備の実施 ・農業生産基盤整備（農業用排水，農道） ・農村生活環境基盤整備（農業集落排水，農村公園整備，活性化施設整備） 〕</p>
商工業の振興	<p>商工業の振興・中小企業の育成</p> <p>中小企業金融制度</p> <p>企業立地促進事業</p>
観光・レクリエーションの振興	<p>観光施設の管理運営</p> <p>イベント開催</p> <p>観光施設の広報活動PR（景勝地の指定，案内板の設置等）</p>

<基本目標4>

次世代を担う豊かな心の育成と  
歴史・伝統を大切にすまちづくり

これからの社会を担う子どもたちを地域で健康に育てるとともに、子どもから高齢者まで、生涯を通じて学習し、豊かな交流が生まれるまちづくりを進めます。

また、地域の歴史や伝統を大切にするとともに、地域特性を活かして新町の新たな文化を創造し、住民一人ひとりが、個性豊かに輝くまちづくりを進めます。

【新町の主要事業】

施策名	主要事業
幼児教育・学校教育の充実	小・中学生体験事業 ふるさと発見事業（図書館や現地での調査、発表会等） 幼稚園、小・中学校施設整備事業 総合的な学習事業 外国人招致事業（英語指導を行う外国人の招致等） 情報教育事業
生涯学習・生涯スポーツの推進	成人式典の開催 図書館の充実（図書、DVD、CD、ビデオ等資料の購入等） 各種社会教育事業（各種講座の開催、学校週5日制対応事業等） 各種社会体育事業（各種大会の開催、スポーツ教室等） 各種自主団体の育成
芸術・文化の振興	芸術・文化活動団体の育成 芸術祭等の開催 文化財の保存と活用（文化財保護計画の策定、案内板・説明板の設置等） 伝統芸能の保存と継承

<基本目標5>

**住民と行政がともに手をとるあう  
開かれたまちづくり**

活力と魅力あるまちをつくるため、住民一人ひとりが、まちづくり活動に積極的に参加し、住民と行政が共に考え、共に行動するまちづくりを推進します。

また、積極的な地域情報の発信・受信により、新町を対外的にアピールできるまちづくりや、人が集まるまちづくりをめざし、幅広い地域間交流を進めます。

【新町の主要事業】

施策名	主要事業
住民主体のまちづくりの推進	コミュニティ育成事業 広報・公聴体制の充実 まちづくり組織整備の検討
多様な交流の推進	地域間交流促進事業 NPO・ボランティア育成事業 地域振興基金の設置
人権尊重の推進	人権意識の啓発（リーフレット作成，講演会の開催等） 人権教育の推進（人権教室の開催等） 指導者の育成 人権相談活動の支援
行財政運営の合理化・効率化	行政改革の推進 電算化事業（戸籍，マッピングシステム等） 新町総合計画策定

< 3 公共的施設の適正配置と整備 >

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政事情等を勘案し、適正配置と整備を図っていきます。

適正配置と整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、現在の公共的施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

## < 4 財政計画 >

### 【歳入】

(百万円)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
地方税	1,821	1,832	1,843	1,854	1,865	1,865	1,865	1,865	1,865	1,865
地方交付税	3,891	3,627	3,553	3,434	3,424	3,357	3,335	3,314	3,295	3,268
国庫支出金	393	293	201	273	273	283	343	271	307	346
県支出金	490	413	817	257	261	249	276	250	257	253
地方債	779	643	339	323	347	220	230	213	226	238
その他	1,581	1,671	1,761	1,921	1,881	1,811	1,691	1,641	1,651	1,581
合計	8,995	8,479	8,514	8,062	8,051	7,785	7,740	7,554	7,601	7,551

### 【歳出】

(百万円)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
人件費	2,040	2,033	1,863	1,840	1,825	1,802	1,757	1,734	1,719	1,681
扶助費	461	464	468	471	474	474	474	474	474	474
公債費	1,549	1,561	1,438	1,435	1,377	1,331	1,250	1,174	1,128	1,011
繰出金	1,188	1,210	1,222	1,225	1,251	1,212	1,199	1,234	1,268	1,317
普建事業費	773	434	787	435	453	320	403	291	344	415
その他	2,944	2,777	2,736	2,656	2,671	2,646	2,657	2,647	2,668	2,653
合計	8,955	8,479	8,514	8,062	8,051	7,785	7,740	7,554	7,601	7,551

#### 4 住民説明会の開催

##### (1) 新町将来構想住民説明会の開催

###### 1 目的

これまでの協議会の協議経過や今後のスケジュール及び合併後の将来構想等を説明し、合併に対する理解を深めていただくとともに、住民の方のご意見・ご要望を集約し、新町建設計画策定に反映させることを目的とする。

###### 2 主催

常北町，桂村，七会村及び常北町・桂村・七会村合併協議会

###### 3 開催期日・会場・参加者数

開催期日	開催会場	参加者数
平成15年11月 2日(日)	桂村坏地区公民館	10人
	桂村岩船地区公民館	22人
	桂村中央公民館	23人
平成15年11月 3日(月)	七会村保健福祉センター	12人
平成15年11月 4日(火)	七会村中央公民館	17人
平成15年11月 5日(水)	七会村花山体育館	29人
平成15年11月 6日(木)	常北町立古内小学校体育館	16人
平成15年11月 7日(金)	常北町立青山小学校体育館	14人
平成15年11月 8日(土)	常北町立小松小学校体育館	11人
	コミュニティセンター常北	30人
	計	184人

###### 4 進行内容

(1) 開会・司会進行 / 各町村合併担当課長

(2) あいさつ / 会長(常北町長)または副会長(桂村長, 七会村長)

(3) 出席者紹介

(4) 説明事項

合併協議の経過と今後のスケジュール / 事務局長

新しいまちづくりに関するアンケート調査結果報告 / 計画班長

合併後の将来構想(まちづくりの基本方針) / 計画班長

(5) 懇談

(6) 閉会

## 5 質疑・意見等

### <建設計画について>

合併したときは、この基本方針に基づきまちづくりを行うのか。

まちづくりは中心を創るのではなく周辺部から創ることを考えて合併して欲しい。七会村が一番末端になるので、平均した発展を望む。

岩船地区は、今までの合併の中で非常に色々な面でリスクを負ってきた地域。役場・農協が移転し、駐在所・派出所もなくなり治安が悪くなったときもあったので、合併は中央が良くなるだけでなく、隅々まで目が行き届くような合併にして欲しい。

合併特例債は、かなりの額が利用できると聞いていますが、重点的にこういうものに位置づけするのは、協議会の中でなく合併後に検討するのか。

常北町、桂村、七会村それぞれに特徴があるが、3ヶ所融合によりそれが薄れていくのではと懸念しているが、予算措置に当たってはそうした点を配慮してほしい。(例：常北町の住民が桂村の図書館を利用するとしても、交通機関が充実していなければ利用者も少なくなる。施設の充実だけでなく、そうしたことで、メリット、デメリットを検討しながらやっていかなければならないと思う。)

「新しいまちづくりにむけて」というチラシの内容は、桂村で見れば10ヵ年計画のようなもの。各町村の中で議会等でも意見が出ていると思うので、そういうものを例として具体的な事業を挙げたい。

アンケート調査結果は、3,000人のうち50%の回答で、必ずしも住民のすべての声ではないと思うので、数字でものを考えるのではなく必要なものを優先で考えて町を作って行って欲しい。

アンケートの中で、「あなたの住む町村の現状」について「普通」という答えが大部分だが、どのように捉えているのか。捉え方によっては違った方向に行ってしまうので慎重にお願いしたい。

アンケートの中で、「あなたの住む町村の現状」については、悪い方から言うと商工の振興が不満のようである。この点に関し、「豊かな地域資源を生かした魅力と活力あふれるまちづくり」を進めるとあるが、内容が抽象的で具体的な方策がなく、このままだと合併しなくても現在と変わらない。

道木橋地区の道路面が悪い所や崩れている所について、生活道路なので整備して欲しい。

道路の問題で、継続事業の阿波山徳蔵線バイパス整備が一向に進まない状況なので、県の方へ働きかけて欲しい。

生活道路を作らなければならないという要望を村当局に出しているが、合併した後も引き続き取り上げてもらいたい。

町の発展を考えるならば隣接との流通関係や人の往来関係が大切。それには交通網の拡充が重要。例えばバス路線では、県道の外郭線として、笠間～七会～常北～桂～大宮～太田まで抜けるバス路線を確保してはどうか。

下水道・上水道など、とにかくまちづくりにおいて根拠となるのは水なので第2水源を確保して欲しい。

桂村の水道水は非常に良い水である。合併したら給水区域を拡大するのか、桂村だけで供給するのか。

合併に伴い基盤整備、情報関係整備や、電算関係システム統合など臨時的経費が発生するが、国、県の支援策はあるのか。

十万原に協同病院を誘致するという話もあったが、仮にそうなれば救急に関しては、ある程度救急病院、総合病院が近くなるし、新しい職場も出来る。そうして地域に人が残れば商店街も集客できる。その際は商店に人が集まるようにバスなど交通機関を充実させて欲しい。

常北町の墓地用地の活用については、水戸市が第2墓地を作るという話もあったので、水戸市に作ってもらうことにして、売るとか貸すようにしたらよいのではないかと。

「少子・高齢化社会の対応の必要性」で「地域の活性化に取り組み福祉などの質の高い行政サービスを安定して提供していく必要がある」と言うが、議員や職員が減っていく中でどういう形でサービスの安定化を図っていくのか。

この地域を見ると、以前、旅行案内で常北の役場の近くのお寺が載っていたが今は載っていない。また桂村の位置が載っていない。そのようなことから、合併したときに、この地域は観光に力を入れるのか、田園農村地帯に力を入れるのか、何に力を入れるのか見えにくい。

下水道、農業集落排水の問題など課題があるが、教育の問題で、桂中学校の校舎建設がまもなく始まろうとしているが、合併後も継続して行ってほしい。

小松小の体育館を合併前に新築して欲しい。

御前山の方でも小学校の統合という話を聞くが、当地域で合併に伴い小学校の統合とかいう形は考えられないのか。それとも現在のままでいられるのか。

合併すると学校の数はどのようになるのか。今、東小と西小があるが1校になるということはないか。

岩船小の児童数が減少しており、子どもの教育環境を考えて学区再編や統合についても合併を機会に考えて欲しい。

古内小の児童が年々減ってきて、この学校がずっと続くのか、廃校になって他の学校と統合するのかが色々不安がある。合併に際し、少人数の学校が他の学校と統合になる話があるのか。

桂村は、生涯学習で地域活性化を図っているが、他の町村ではやっていないので合併と同時になくなるのか。

#### <行政制度調整について>

医療サービスや、税金など今まで町村によって違うが、合併したときにそうしたサービスは一定の負担のもと、受けられるようになるのか。

合併したときに中心地から距離的に遠いところと近くのところが出来ることがあるが、同じ条件でサービスを受けられなくなり、条件が悪くなるのではないかと。

合併したとき警察、消防や、農協などはどのようになってくるのか。

議員の定数は18人なのか。現在の議員が在任するという話もあるがもっとはっきり分かりやすく説明して欲しい。

新町の議員は18人とのことだが、常北町は合併前に選挙があり合併したときにその議員の待遇はどのようになるのか。

合併後2年間全議員が在任するのはおかしい。合併したら新たに議員を選ばよのではないかと。

議員の身分に関し合併したとき特例があるそうだが、議員の任期と年金の支給要件についてはどのようになっているのか。

町の財政が厳しい中、合併後の議員定数は18人のところ、特例により40名近い議員が在任するが、その費用はどこから出るのか。歳費に問題ないのか。

合併特例法の特例により議員約40人が2年間在任した場合、費用的な面はどうなるのか。

合併後議員の数が18人になると地域の声が届きにくくなり、地域の活性化が難しくなる場合もあると思われるので、役割が大きくなる区長の待遇を良くして欲しい。

新設合併ということであるが、制度の調整に際し、吸収合併の趣があるといわれているがどうか。



桂村は、旧桂地区で今までどおり区長制度をおくのか。

「合併の必要性」の中で、地域一体となって地域活性化に取り組むような合併をしなければならない。「地域審議会の取り扱い」という項目の中で、区長会、自治組織を充実させるということで、今まで以上に地域活性化を進めるとのことだが、新しい自治体でどのように段階を踏んで組織作りをしていくか、地域住民として一番気になる。

職員の余剰人員を活用し、広報の集配、税金の滞納整理、こういう面において連絡員みたいなものを区長会のほかに作れないものか。

職員の余剰人員について、役場の下部機関とか、消防署の出張所を設置して職員を張りつけるとか、何か方策を考えて欲しい。

税の滞納整理に関し、合併したときプロジェクトチームを作って推進するなど、何か県でトップになれるようなことが出来れば良いと思う。

合併し仮に消防の事務委託を水戸市に一元化した場合は、消防救急が飯富から出ると七会は30分くらいかかるので、3町村内に常設の事務所を設置してはどうか。又、3町村の消防団員の処遇についてはどうなのか。

現在、町民一人当たりに対し行政サービスをするときにかけられるコスト、これが合併後に一人当たりいくらになるのか。また、他の町村の負債などを入れた一人当たりのコストはいくらになるのか。

3町村の地方債は各々どのくらいあるのか。また、その借金を合併後どのように返済していくのか。

常北町13,000人、桂村7,000人、七会村2,000人位だが、それぞれ、一人当たりの費用と税収関係はどのくらいなのか。

今、3町村の財政状況はかなりバラツキがあると思うが、合併するうえでその辺も突合して財政面でも対等な合併にして欲しい。

行政サービスの中で、1町2村のどういうところに相違があるのか。(例：住民検診の個人負担料、介護保険料)

財政面で、今までは常北町はサテライトがあって収入源がありよかったが、現在の常北町の財政が合併してからどのような見通しになるか。財政力が良くなることが望ましいと思うがどうか。

合同庁舎の考え方は決まっているのか。

合併したときの各支所の機能はどうなるのか。3町村とも行事など特色があると思うが、そういう点を生かせる機能を持たせて欲しい。

合併したときの、本庁はどういう働きをするのか。七会支所となった場合、税金の問題、介護の問題、健康の問題など色々あるが、今までどおりの役割は残るのか。

斎場は、七会は笠間、常北は水戸であり、合併しても現行どおりとのことだが、笠間の方が果たして受け入れてくれるのか。消防の問題でもそうである。制度や規約など出来ると安心である。

火葬場の事務は、3町村それぞれ異なる相手先だが、桂村の住民が利用する際、たまたま大宮が満杯ということになり他の火葬場へ行った場合は、同じ料金で利用できるのか。

防災無線は、七会はどのようになっているのか。桂村と常北の防災無線の先行きはどうか。放送は別々にやるのか、まとめてやるのか。

ゆりかごから墓場までということが行政として絶対あって欲しい。大宮あたりには済生会病院が出来る。これはゆりかごの方で、墓場の方を見ると火葬場の事について現在どのように調整されているのか病院も含めてお聞きしたい。

今は、住所に「大字」を書く人がほとんどいないため、住居表示の「大字」をこの合併を機会に廃止して欲しい。

### <名称について>

10月31日締め切りの新町の名称の公募状況はどのようになっているか。

慣れ親しんだ町村の名称がなくなり郷土意識が薄れるおそれがある。歴史を大事に継承していくためにも何らかの形で既存の名称を残して欲しい。(岩船公民館, 桂中学校や桂支所。)

新町名は, 平仮名, カタカナは絶対使わないで欲しい。(ひたちなか市を見れば分かるとおり, あの勝田市が消えてしまった。)

今から48年前には町村合併に伴い, 当時の旧町村名がなくなってしまった。住民は昔に郷愁を持っていると思うので, 七会, 桂という地区を何らかの形で残して欲しい。那珂町では, 中学校名が, 第1中学校, 第2中学校などになってしまい, どこの中学か分からない。新町名は漢字でお願いしたい, 平仮名は一時の流行である。

城北(じょうほく)という語源は, 東茨城の北部という位置を表したもので, 水戸城の北ということではない。最近, 城北(しろきた)がはやっているがそういう表現を使うときには, 歴史をひも解いて間違いのない様をお願いしたい。

### <その他>

住民説明会の出席率が悪いことに関し, 村執行部, 事務局, 協議会の皆さんはどのように受け止めているのか。

住民説明会の出席については, 執行部の数と住民の数がほとんど変わらないので, 区長・駐在員などに協力を要請し, 皆で協力して人を集める広報活動などを行ってはどうか。

住民説明会で何を質問していいのかがはっきり言って分からない。意見を言わなかった所以他町村の住民と格差が出るのではないかと懸念している。

住民説明会の参加者が少ない。また, 資料の内容を充実させて欲しい。(人口, 予算, 児童数, 人口比率, 公共料金や下水道の普及率など3町村の現況が1枚の紙で見られるように。)

御前山県立自然公園と名前が書いてあるが, 「御前山」は桂村にあるので, 説明会等でPRして欲しい。

職員には, 合併後も敷居が高くならないように町民サービスに心がけてほしい。

住民説明会の開催については, 日曜日や休日にも開いていただきたい。また, もう少し強調した形で皆が参加できるような方策を考えてください。

住民説明会は, 平成16年4月以降の開催の予定はないのか。

住民説明会の他の会場の出席状況はどうか。

住民説明会は, 学区単位でやっているようだが会場を増やしてはどうか。

住民説明会の資料の内容で言葉の表現が難しい。「ライフスタイル」や, 「住民ニーズ」などカタカナ語は使わない方が良いと思う。

合併に関し情報公開を進め, 多数の意見を頂きたいとのことだが, アンケートの対象者を3,000人とした根拠や常北町の対象を1,600人とした根拠について教えて欲しい。

1町2村が合併して人口はどのくらいになるのか。

御前山村伊勢畑地区の住民はこの新町へ合併したい考えを持っているようだがどうなるのか。

議員活動が出来ない議員（体の不調により）の辞職を進めることが出来ないものか。また、新町になったときにこの点辞職の特例を設けることが出来ないものか。

我々住民が要望や意見を行政に上げていく場合にスキンシップが必要である。町村合併の必要性や、基本方針については説明があったとおりだと思う。行政と住民とのかかわりと、情報の共有、互いに聞く、話すということをしなすばらしい合併となるよう期待する。

今回の合併の目的は、水戸市との合併に向けてのワンステップか、或いは、この1町2村でも生き残れると判断した合併なのか。

御前山県立自然公園と名前が書いてあるが、「御前山」は桂村にあるので、説明会等でPRして欲しい。

職員には、合併後も敷居が高くないように町民サービスに心がけて欲しい。

## (2) 常北町・桂村・七会村合併に関する住民説明会の開催

### 1 目的

合併に関する協議がほぼ終了することから、これまでの協議会での経過や合併までの予定、合併後のまちづくり等を説明し、合併に対する理解を深めてもらうとともに、住民の意見・要望を集約し、合併までの具体的事務調整の参考に資することを目的とする。

### 2 会場別参加者数

	開催期日	開催会場	参加者数
常北町	平成16年4月10日(土)	青山小学校体育館	7人
	平成16年4月11日(日)	コミュニティセンター常北	23人
	平成16年4月12日(月)	古内小学校体育館	12人
	平成16年4月15日(木)	小松小学校体育館	8人
桂村	平成16年4月10日(土)	桂村坏地区公民館	28人
	平成16年4月11日(日)	桂村中央公民館	41人
	平成16年4月14日(水)	桂村岩船地区公民館	36人
七会村	平成16年4月10日(土)	七会村中央公民館	17人
	平成16年4月11日(日)	七会村花山体育館	38人
	平成16年4月13日(火)	七会村保健福祉センター	37人
			247人

### 3 内容

(1) あいさつ

(2) 議会議員，協議会委員紹介

(3) 説明事項

合併協議の経過及び合併までの予定について

新町建設計画について

主な調整方針について

(4) 質疑応答

### 4. 意見・要望等

#### <建設計画について>

建設計画の計画期間はどの位なのか。

3町村の現在の施策と新町の施策の相違点と具体的な内容を教えてほしい。

コミュニティバスの導入については、住民サービスに役立つのではとの期待感があるが、一方で、あまり支所の機能を強化すると、行政の改革に反することとせっきのコミュニティバスの機能が薄れる懸念がある。

コミュニティバスの導入は大変いい考えだと思うが、総延長距離等詳細な内容はどうなっているのか。

消防署所の設置位置はどうなるのか。

消防署所の設置財源として、特例債を充てるのか、他の財源を充てるのか。

3 町村とも農業が主産業とのことだが、主要施策としては、基盤整備などのハード事業でなく後継者対策のような分野に力をいれてほしい。

まちづくり計画では、農林業の振興をうたっているが、内容を見ると各町村の持ち寄りの計画の羅列に過ぎず、何が新町の中心的な農林業振興策なのか見えてこない。

地域の活性化について、地域を主体として、老人から子どもまで3世代の交流を活発化しなければならないと思う。桂村が現在行っている生涯学習の取り組みは、他の自治体とは違って地域を主体として取り組んでいるが、この取り組みを新町の建設計画の中にどのように取り込んでいくのか。

行財政運営にあたって、数字の強い職員を財政担当にして、財政面で行政能力の向上を図ってもらいたい。

財政計画の中に合併特例債や県合併特例交付金は見込んでいるのか。

財政計画の根拠となった人口推計は何を根拠に算出されたのか。また、その数字は合併協だより等には掲載しているのか。

合併後、職員を減らしていくようだが、それでもサービスは維持できるのか。

全国の様子をみると、やはり人件費の削減が重要であると思うので、人件費をいかに節約していくかが、これからの赤字を埋めていくひとつのポイントだと思うので、議員も含めてより一層の効率化をお願いしたい。

財政計画の見通しでは、人口が10年間に10%増えるが、財政面では15%のマイナスとなっており、単純に村民一人当たり25%少ない予算で行財政を運営しなければならないようだが、どういう方法でそれが可能になるか。

地方交付税が減少する中、具体的な対応策をどのように考えているのか。

国民宿舎については、分担金がある。診療所については、大宮の済生会病院の関係で存続の問題が出てくる。また、七会村の診療所についても多額の繰り入れを行っている現状である。合併後、財政規模が縮小していく中、行財政改革を推進していく必要があるが、大きな対策としてどのようなものがあるのか。

#### <行政制度調整について>

本庁と支所の機能の違い、本庁と支所の窓口の違いを具体的に教えてほしい。

支所については、今現在ある総務課や建設課、住民課などの組織がそのまま残るのか。

以前、岩船地区が合併したときも支所があったが、合併後に無くなった経緯がある。高齢者が増える中、常北町役場まで行くのは大変なので、将来も支所を残すと約束してほしい。

水戸市と合併した飯富地区の話を知ると、合併後は市役所へ行かなければならないことがたくさんあり大変だとのことだが、合併後の新町では、本庁へ行かなければ用を足せない事務としてどのようなものがあるのか。

議員の取扱いについて、在任特例を適用し2年間、42名分の議員の報酬を払い続けることになる。定数の18名からすると24名多い状態で払い続けるのは無駄金ではないのか。合併後は18人で選挙を行っていただきたい。

新住民が増えているが、区に入らない人も増えている。行政としてもやりにくい部分があると思うが、町としてどのような対策を考えているのか。

区長制度について、区長はどのように選出されるのか、また、自治会長との役割分担はどのようなものになるのか。

住民と行政をつなぐ一番の潤滑油は区長である。七会村は、区長がないということで導入を図るとのことだが、3 町村の現区長が合併したとき同じ土俵に乗れるように、事前に区長の研修会を実施するなど区長のレベルアップを図ってもらいたい。

納税組合を廃止する自治体もあるようだが、当地域は合併後この組織を残すのか、解散するのか取扱いを教えてほしい。

一部事務組合の取扱いは今後どうなるのか。

国民宿舎は赤字と聞いているが、補てんも含めて、合併後の取扱いはどのようになるのか。

高齢者のいろいろな団体があるが、そういう団体の補助費などが、手取り早く減額あるいはカットされるのではないかと心配がある。高齢者に対しての補助のカットということは極力避けていただきたい。

字名は現行どおりとのことだが、3 町村の字の中で飛び地はあるのか。

介護保険料は七会村が他町村と比べ高いようだが、平成 18 年度に統一するのか。また、どのような方向で統一されるのか。

合併後の消防団の出動体制について、新町では、新町全域の火災に対して出動することになるのか。

常北町の屋外広報は聞き取りにくい。合併により放送内容が増えると思うが、対策は何かあるのか。

老人の事を考えて、七会村の診療所にも住民票の発行など行政機能の一部を移行させてはどうか。

合併後の老人クラブはどうなるのか。また、旅行や研修などの活動を行っているところと行っていないところの取扱いやゲートボール場の管理方法も町村によって異なるようだが、どのような取扱いになるのか。

常北町のホロルの湯や桂村のうぐいすの里等、維持管理に経費がかかる施設について具体的にどのような対策を検討したのか。

建築確認について、現状では、七会村は工事届だけで済んでいるが、常北町は建築確認申請が必要だと聞いている。合併後はどのようになるのか。

道路等の生活基盤関係の整備要望を行っているが、16 年度の予算に計上されなかったものは積み残しになるが、合併後、そうしたものの取扱いはどうなるのか。

家の前の村道が舗装されていないと不便を感じる。以前から要望は出しているが、合併後は、大きな件が優先され、小さなところの要望は埋没してしまわないか懸念している。

地域によっては児童数が減り大変な状況のようだが、学校の再編についてはどのように考えているのか。

郡が異なる中、中学校や小学校の郡単位での競技大会などの取扱いはどうなるのか。

今現在、常北町や七会村では、複式学級の小学校があるが、それを早期に解消するため、学校の統廃合等を考えているのか。

合併後の小中学校の名称はどうなるのか。

奨学金制度については、基金がなくなるようだが、合併後、桂村に何人くらいの割り当てを予定しているのか。

合併後、住所にかかわらず町内における小中学生の転校は可能でしょうか。桂村の教育委員会では、過去に転校を拒否されたことがあった。

現在行っている町・村運動会や産業文化祭などの行事は今後どうなるのか。また、住所の変更がスムーズに行えるよう行政の指導をお願いしたい。

#### <その他>

国や県の状況を見ると10万人位が市町村の適正規模と思われるが、水戸市との合併についてどのように考えているのか。

合併の具体的なメリット・デメリットについて説明願いたい。

合併協議の経過と今後のスケジュールの中で、平成15年6月24日に合併重点支援地域の指定を受けたということだが、指定を受けた利点はどのようなものか。

新町名称を住民から募集し、「城北町」が一番多かったようだが、住民意向の一番多い「城北町」になぜ決定しなかったのか。

七会村は現在、笠間法務局の管轄だが合併後はどうなるのか。

以前、郵便番号の枝番が二桁から四桁に変更になったときは、切り替えが大変だったが、今回の合併に伴い郵便番号は変更になるのか。また、電話番号はどうなるのか。

年金証書について、合併で住所が変わる場合、改めて申請や届出を行う必要があるのか。

県立自然公園や御前山観光協会など御前山の名称は今後、どういう取扱いになるのか。

新町（城里町）は何郡に属するのか。また、それはいつ頃決まるのか。

奨学金の返済や税金、各種の手数料などの滞納については、合併後も厳しい姿勢で臨んでもらいたい。

情報ネットワークが整備される中、納税通知書を統一した一枚の様式で取り扱えるようにならないか、検討を要望したい。

合併後も出納室にいる常陽銀行の職員は残るのでしょうか。

国から官報が役場に来ていると思うが、どういう官報がきてるかがわからないので、広報誌等で周知願いたい。

この前の説明会でも言ったが、人を集めるには、全てにおいて事務局や主催者がしっかりしないと駄目なので、今後も本気になって合併に取り組んでもらいたい。

## 5 合併協定調印式の開催

合併協議会における約 1 年に及ぶ協議の結果、合併協定項目 42 項目すべての協議が整ったことから、平成 16 年 5 月 18 日、コミュニティセンター常北において、3 町村長、合併協議会委をはじめ、橋本昌茨城県知事、地元選出の国会議員、県議会議員、県関係者、各町村議会議員の出席もと合併協定調印式が執り行われた。

調印式は、3 町村長による調印の後、県知事、合併協議会委員による立会人署名が行われ、最後に新町の発展を祈念して県知事と 3 町村長の固い握手が交わされました。

### 合併協定調印式次第

日時 平成 16 年 5 月 18 日（火）午後 2 時

場所 コミュニティセンター常北 ホール

- 1 開式（富田七会村助役）
- 2 合併の経過報告（横倉常北町助役）
- 3 合併協定書調印
  - （1）合併協定書説明（三村合併協議会事務局長）
  - （2）町村長署名（三村常北町長、金長桂村長、阿久津七会村長）
  - （3）立会人署名（橋本県知事、合併協議会委員）
- 4 町村長あいさつ（三村常北町長、金長桂村長、阿久津七会村長）
- 5 来賓祝辞（橋本県知事、石川県議会議員、加藤水戸市長）
- 6 来賓紹介（衆・参議院議員、県関係者、協議会監査委員、各町村議会議員）
- 7 閉会（秋山桂村収入役）